

# 美馬市地域福祉計画

助け合い支え合ってみんなますますしあわせに

平成 19 年 3 月  
美 馬 市

## はじめに

今日、地域社会において少子化や核家族化等の急速な進展、日常生活の多様化などから、身近な交流やつながりが希薄化し、家族や地域で支えあう機能が弱まってきております。

このような状況のなか、社会福祉を限られた社会的弱者に対するサービスとしてではなく、日々の暮らしの場である地域社会において、様々な人々の、様々な生活課題に地域全体で取り組むことが重要となってきました。

住み慣れた地域の中において、健康で自立した生活が送れるよう、「助け合い支え合ってみんなますますしあわせに」を基本理念として、

- 1 健康で生きがいと福祉の心を持つ人づくりのまち
- 2 身近にふれ合える場のあるまち
- 3 助け合い・支え合いのつながりがあるまち
- 4 安心・安全で快適に暮らせるまち

4つの目標を掲げ、今後取り組むべき諸施策を定めた美馬市地域福祉計画を策定いたしました。

この計画を福祉の指針として、互助・共助による福祉サービスを推進し、市民、地域の関係機関・団体、事業者、行政が一体となり地域福祉に取り組み、誰もが住みたいと思うまち「四国のまほろば 美馬市」の実現に努めてまいります。

結びに、計画の策定にあたりアンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、ワークショップをはじめ様々な貴重なご意見やご提案をいただきました関係各位、そして慎重な審議を重ねていただきました地域福祉計画策定懇話会委員の皆様にご心よりお礼申し上げます。

平成 19 年 3 月

美馬市長 牧田 久

# 目次

第1章 地域福祉計画とは	1
1 これからの福祉の方向	1
（1）地域福祉計画とは	
（2）住民主体による地域福祉活動の新たな展開	
2 地域福祉計画の位置づけ	2
3 計画の基本理念	4
4 計画の期間	5
第2章 福祉からみた美馬市の現状	6
1 市の現状	6
（1）人口、高齢化率などの推移	
（2）高齢者、要介護（支援）認定者、障害者等の状況	
（3）社会福祉活動の担い手の状況	
第3章 住民参加による計画策定	9
1 『アンケート調査』の実施	9
2 『ヒアリング調査』の実施	9
3 『地域福祉計画ワークショップ』の実施	10
4 『地域福祉計画ワーキング部会』の設置	10
5 『地域福祉計画プロジェクトチーム』の設置	10
6 『地域福祉計画策定懇話会』の設置	11
7 『パブリックコメント（市民意見公募）』の実施	11
第4章 美馬市がめざす地域福祉	12
1 健康で生きがいと福祉の心を持つ人づくりのまち	12
2 身近にふれ合える場のあるまち	12
3 助け合い・支え合いのつながりがあるまち	13
4 安心・安全で快適に暮らせるまち	13

第5章 地域福祉の目標	15
1 健康で生きがいと福祉の心を持つ人づくりのまち	15
(1) 地域ぐるみで健康づくりを考えよう	
(2) 生きがいの持てる活動しよう	
(3) 福祉の心を身につけていこう	
(4) 保健、医療、福祉の連携づくりを考えよう	
2 身近にふれ合える場のあるまち	23
(1) みんなで交流しよう	
(2) 気軽に集まれる場をつくろう	
(3) みんなで情報を共有しよう	
(4) 気軽に相談できる人・窓口をつくろう	
3 助け合い・支え合いのつながりがあるまち	28
(1) 困りごとは、助け合い・支え合いで解決しよう	
(2) 地域の活動に参加しよう	
(3) ボランティア活動を活発にしよう	
4 安心・安全で快適に暮らせるまち	32
(1) 緊急時・災害時の助け合いの仕組みをつくろう	
(2) 地域ぐるみで犯罪・交通事故を防止しよう	
(3) みんなでルール・マナーを守ろう	
(4) だれもが自由に移動できる仕組みを確立しよう	
(5) 安心して暮らせる環境をつくろう	
第6章 計画の推進体制	39
1 推進活動の範囲	39
2 地域福祉ネットワークの設置	39
3 市社会福祉協議会の体制	39
(1) 市社会福祉協議会の役割	
(2) 社会福祉協議会の体制整備	
(3) 地域福祉活動計画との連携	
4 市（行政）の支援体制	40
(1) 庁内における横の連携の充実	
(2) 保健福祉サービスの充実	
(3) 関係団体との連携・支援	
5 活動の評価推進体制	41
第7章 資料編	42

# 第1章 地域福祉計画とは

## 1 これからの福祉の方向

### (1) 地域福祉計画とは

#### 地域福祉とは

地域福祉とは、これまでの限られた要援護者に対するサービスとしてではなく、身近な日々の暮らしの場である地域社会での生活を営む上で解決が必要とされるだれもが抱える共通課題や、支援を必要とする人の課題などを、解決するため、あるいは課題の発生を予防していくため、地域の様々な構成員が、自発的に何をどのようにできるか、ということを考え、行動できる地域を創っていく取り組みや仕組みづくりのことをいいます。地域福祉を推進することにより、様々な構成員のつながりや協働が強化され、成熟した市民による地方自治の自治性も高まることが期待されます。

#### 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、すべての人が地域で自立して幸せな生活を送ることができるように、解決すべき生活課題や支援を必要とする人を把握し、課題発生を予防するための仕組みや課題をどのように解決していくのかを定めるものです。

また、介護保険制度や障害者自立支援法の施行等、福祉サービスに関して契約による利用制度へ転換している中で、利用者の権利擁護、利用者の選択権や自己決定権の保障などの視点に立った支援の仕組み等を整備するものです。さらに、この計画は行政と住民等とが協力して作る計画となります。

「美馬市地域福祉計画」は、このような認識のもとに、地域の様々な構成員のつながりを強化し、地域福祉推進のより具体的な取り組みと目標を定めるため策定しました。

## ( 2 ) 市民主体による地域福祉活動の新たな展開

地域福祉計画の目的は、「高齢者、障害者、子どもをはじめ、誰もが住み慣れた地域で、自立して暮らせるまち」の実現です。その実現に向けて、地域福祉を推進していくためには、地域のことを一番よく知っている市民の一人ひとりが、地域の様々な課題に関心を持ち、その課題に対する解決方法を考え、地域の活動に参加していくことが大切です。

また、地域には、これまでに培った専門的な知識・経験を持った人たちが暮らし、活動もしていることから、そうした人たちから、課題解決の方法を学び、理解していくことも大切なことです。

そして、地域で人と人がつながり合い、力を合わせれば、地域の大きな力になります。また、つながりが広がれば、新たな協力者も増え、さらに、大きな力となっていきます。そして、誰もが住み慣れた地域で、自立して暮らせるまちが実現できるといえます。

市民が主体となって地域活動に取り組んでいただくためには、まず、市民が計画づくりに参加していただくことが大切と考えました。

そこで、市民主体の計画づくりを進めるため、アンケート、ヒアリング、ワークショップなどで意見を集めて、計画を策定しました。社会福祉法の中でも、住民参加による策定の大切さが強調されており、策定段階から市民と市（行政）の協働が求められています。

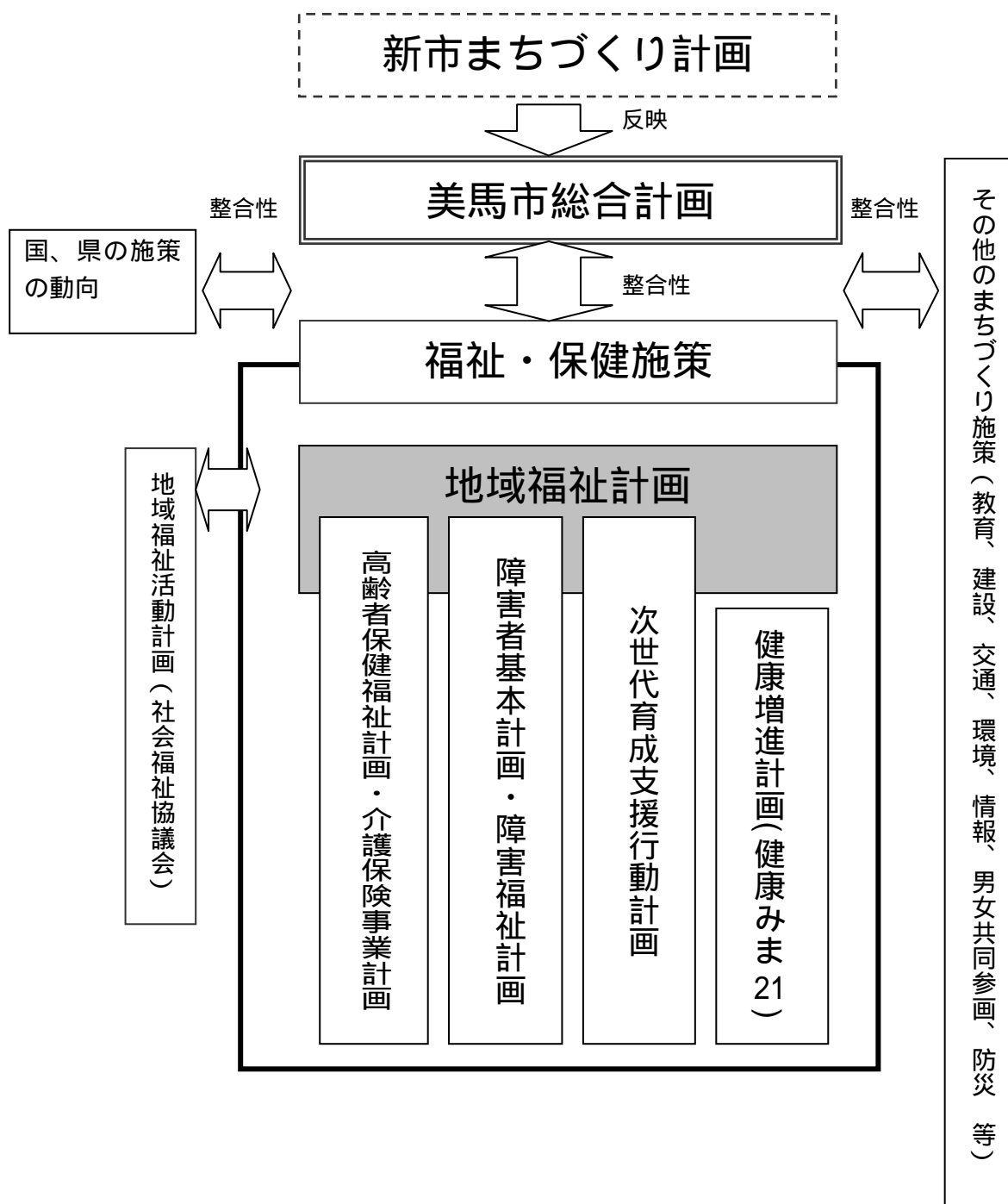
## 2 地域福祉計画の位置づけ

本市では、総合計画を上位計画とし、「美馬市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「美馬市障害者基本計画・障害福祉計画」、「美馬市次世代育成支援行動計画」など支援を必要とする対象者ごとに個別計画を策定し、施策を展開しています。

地域福祉計画は、これらの個別計画に共通する理念を相互につなぐとともに、地域における生活課題を地域住民、市（行政）福祉事業者等、市社会福祉協議会などの各々の役割において解決するための方策を、市民の視点で策定したものです。

また、今後、市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とは、市民活動の推進という目標を共有していることから、相互に連携を取りながら推進していきます。

計画概念図



### 3 計画の基本理念

## 助け合い支え合ってみんなますますしあわせに

吉野川や穴吹川といった日本に誇れる清流。  
剣山、竜王山、大滝山といった美しい山々。  
郡里廃寺跡やうだつの町並みといった文化財。  
美馬市は、豊かな自然環境、文化環境に恵まれています。

今、美馬市は市民の定住意識や地域への愛着を大切にし、  
美馬市に住むことが誇りとなるようなまちづくり、  
多くの人を訪れ交流できるまちづくり、  
すべての市民の基本的な人権が保障され、  
それぞれのライフステージにおいて常に元気に活動できるまちを  
めざそうとしています。

そこで、地域福祉計画の基本理念として、精神的な豊かさを高めるべく、  
地域福祉の根幹である、相互理解を深め、助け合いと支え合いを充実させて、  
みんながますますしあわせになることを願うものとして、  
「助け合い支え合ってみんなますますしあわせに」を掲げます。

今後、この基本理念の達成に向けて、  
私たち美馬市民は、この計画策定をきっかけにして、  
「人づくり」「場づくり」「つながりづくり」「安心・安全の環境」を重視し、  
子どもからお年寄りまで、障害の有無に関係なく、  
みんなが笑顔で過ごせるよう、  
一人ひとりが地域福祉活動に取り組んでいきます。

そして、地域福祉活動の積み重ねによって共創・協働が進み、  
愛着が深まり、誰もが住みたいと思えるような  
「四国のまほろば 美馬市」の実現を図ります。

## 4 計画の期間

美馬市地域福祉計画は、福祉全体の計画として長期的な視点に基づくことから、総合計画との整合性を持たせることとし、計画の期間を平成 19 年度～平成 26 年度までの 8 年間とします。

ただし、社会状況の変化により、4 年を目処に必要な応じた見直しを行うものとします。

地域福祉計画と総合計画及び福祉計画

( 印は策定予定ですが、制度の改正等に基づき変更の可能性があります。)

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総合計画基本構想							
総合計画基本計画（前期）				総合計画基本計画（後期）			
<b>地域福祉計画</b>							
健康増進計画（健康みま 21）							
次世代育成支援行動計画（前期）			次世代育成支援行動計画（後期）				
高齢者保健福祉計画及び第 3 期介護保険事業計画		高齢者保健福祉計画及び第 4 期介護保険事業計画			高齢者保健福祉計画及び第 5 期介護保険事業計画		
障害者福祉計画					（次期）障害者福祉計画		
障害福祉計画（第 1 期）		障害福祉計画（第 2 期）			障害福祉計画（第 3 期）		

## 第2章 福祉からみた美馬市の現状

### 1 市の現状

#### (1) 人口、高齢化率などの推移

合併時の平成17年3月1日時点の住民基本台帳人口は、35,295人で、平成7年10月1日時点の38,202人から7.6%の減となっていました。平成18年10月1日時点では34,613人となるなど合併後も本市の人口は減少しつづけています。

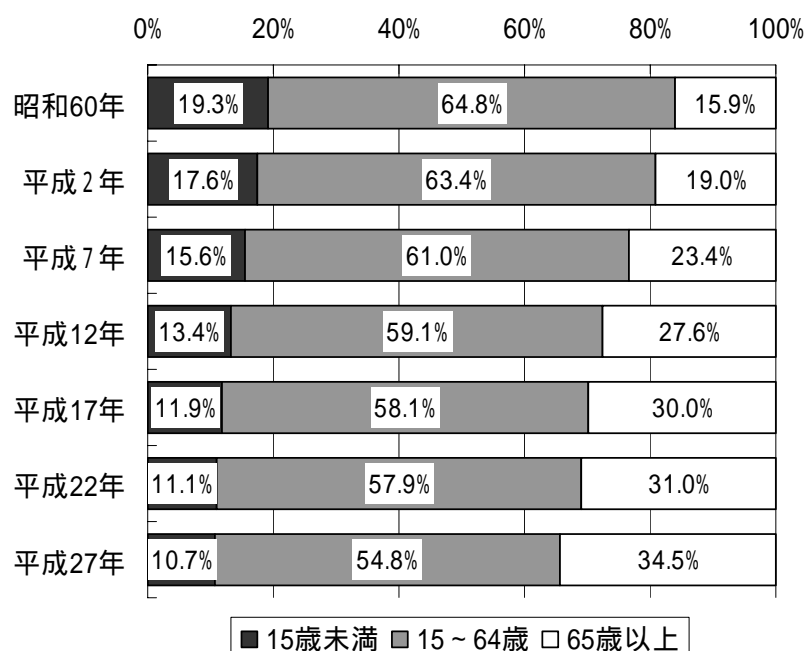
一方、平成17年3月1日時点の住民基本台帳世帯数は12,555世帯で、平成7年10月1日時点の11,848世帯から5.9%の増加となっていました。平成18年10月1日時点では12,699世帯と本市の世帯数は合併後も増加しつづけています。

また、平成17年国勢調査結果による人口予測では、平成17年から向こう10年間で65歳以上の人口推移がほぼ横這いであるのに対して、65歳未満の人口減少が約4,500人(18.6%)となるなど、全体人口が減少する中、より一層の高齢化が進むと予想されます。

人口の推移・推計（平成22年と平成27年は推計値）

	15歳未満	15～64歳	65歳以上	総人口
昭和60年	7,841	26,365	6,483	40,689
平成2年	6,891	24,815	7,453	39,159
平成7年	5,941	23,318	8,943	38,202
平成12年	4,883	21,562	10,059	36,504
平成17年	4,107	20,091	10,367	34,565
平成22年	3,614	18,745	10,027	32,386
平成27年	3,224	16,465	10,356	30,045

資料：総合計画



## (2) 高齢者、要介護(支援)認定者、障害者等の状況

障害者の状況

平成18年12月末現在

身体障害者手帳所持者(単位:人)

障害の種類(不明除く)	合計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	182	71	49	15	5	23	19
聴覚・平衡機能障害	485	12	67	49	74	22	260
音声・言語・そしゃく機能障害	18	1	0	11	7	0	0
肢体不自由	1,304	258	336	208	290	140	72
内部障害(心臓、腎臓、呼吸器など)	453	262	7	59	125	0	0
不明	9	4	1	3	0	0	1
手帳所持者数合計	2,451	608	460	345	501	185	352

療育手帳所持者(知的障害者)(単位:人)

合計	A1	A2	B1	B2
283	90	117	62	14

精神障害者保健福祉手帳(単位:人)

合計	1級	2級	3級
136	70	56	10

資料:児童・障害福祉課

高齢者、要介護(支援)認定者

平成18年9月末現在(単位:人)

高齢者数
10,198

要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
246	329	138	589	306	226	176	206

経過的要介護...平成18年3月31日現在、要支援の認定を受けている人で、この認定の満了日が平成18年4月1日以降となる人(この有効期間の満了日までが対象)

生活保護世帯(各年度月平均 単位:%)

	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
美馬市	12.3	11.7	10.4	10.2	10.7	11.7	12.7	14.1	14.8	15.6
徳島県	11.0	10.7	10.6	10.7	11.0	11.4	12.0	12.9	13.6	14.0
全国	7.1	7.2	7.5	7.9	8.4	9.0	9.8	10.5	11.1	11.6

資料:福祉行政報告例

### ( 3 ) 主な社会福祉活動の担い手の状況

団体名
社会福祉協議会
美馬市ボランティア市民活動協議会
N P O
子育てサロン
ファミリーサポートセンター
自主防災会
美馬市老人クラブ連合会
美馬市連合婦人会
美馬市身体障害者会
美馬市手をつなぐ育成会
美馬市 P T A 連合会
美馬市商工会
美馬市文化協会
美馬市青年連合会

その他個人ボランティア

## 第3章 住民参加による計画策定

### 1 『アンケート調査』の実施

市民を対象に、地域福祉に関するご意見・ご提言をおうかがいし、計画を策定するための基礎資料とするために実施しました。

#### (1) 調査設計

調査地域：美馬市全域

調査対象：平成18年3月31日現在の市内在住者のうち3,000名

調査期間：平成18年6月27日(火)～7月11日(火)

調査方法：調査票による本人記入方式(代理可)

郵送配布・郵送回収による郵送調査法

#### (2) 回収結果

	配布数	回収数	回収率
美馬市民	3,000	1,326	44.2%

### 2 『ヒアリング調査』の実施

計画策定にあたって、各種団体や市関係部署の取り組みの現状や課題、今後お考えになられている方向性等を事前に把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

### 3 『地域福祉計画ワークショップ』の実施

地域福祉計画を住民主体の提案に基づく計画とするため、市民の視点から福祉課題を抽出し、その解決に向けた取り組み方策を展望するワークショップを実施しました。

#### (1) 実施概要

第1回会議：9月30日（土）

- ・地域福祉計画、ワークショップの説明
- ・アイスブレイキングを行って緊張をほぐす
- ・児童福祉、高齢者福祉、障害福祉の3グループに分かれて、まちの福祉に関する良いところ、良くないところについて、意見を出し合う

第2回会議：10月14日（土）

- ・前回意見の確認
- ・前回に引き続き、さらに意見を出していただく
- ・同じような意見を取りまとめたり、問題に対する課題は何であるかを整理する

第3回会議：11月18日（土）

- ・課題に対する解決策の提案
- ・各グループによる発表

### 4 『地域福祉計画策定ワーキング部会』の設置

本計画の策定に必要な調査・研究、策定懇話会における議事・議題に関する事項、その他について検討するため、市関係部署からなる「地域福祉策定ワーキング部会」を設置し、検討を行いました。

### 5 『地域福祉計画策定プロジェクトチーム』の設置

本計画の策定に必要な調査・研究、策定懇話会における議事・議題に関する事項、その他について検討するため、保険福祉部長を総括とする「地域福祉策定プロジェクトチーム」を設置し、検討を行いました。

---

ワークショップ：もともとは「仕事場、作業場」の意味で、参加者が専門家等の助言を得ながら問題解決のために行う集まり。

アイスブレイキング：直訳すれば、固い氷（アイス）を溶かす（ブレイキング）という意味で、氷のように固まった参加者間の緊張をほぐし、参加者がお互いに親しみを持ち、主体的に学習に参加する雰囲気を作ることを狙いとして行うゲームや運動等。

## 6 『地域福祉計画策定懇話会』の設置

本計画の策定に関する事項について調査・研究等を行い、市長へ提言する組織として、公募委員、学識経験者、社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業を営業者、関係団体の代表者、その他市長が必要と認める者からなる、「地域福祉計画策定懇話会」を設置し、検討を行いました。

## 7 『パブリックコメント（市民意見公募）』の実施

本計画の策定にあたり、市民から広く意見や情報を募集するため、『パブリックコメント（市民意見公募）』を行いました。応募方法等下記の内容で実施したところ、1名1件のご意見がありました。

### 応募方法等

#### 資料閲覧方法

- ・市ホームページ
- ・市役所（脇町庁舎生活福祉課、穴吹庁舎市民課、美馬庁舎総合窓口課、木屋平総合支所福祉環境課）

#### 募集期間

2月8日（木）～2月28日（水）

#### 応募資格

- （1）市内に住んでいる人
- （2）市内の事業所等に勤務している人
- （3）市内の学校に在学している人
- （4）市内に事業所等を有する個人及び法人、団体

#### 応募方法（様式自由）

- （1）直接提出（脇町庁舎生活福祉課）
- （2）郵送で提出（2月28日消印有効）
- （3）FAXで提出
- （4）電子メールで提出

### 提出されたご意見と市の考え方

ご意見	市の考え方
<p>少し前までは地域での隣同士のつながりがあったが、高齢化や過疎化により失われてきたと感じる。今の時代にあった地域共同体の再構築が大切と思う。行政職員、市民の協働による取り組みにより弱者に目を向けた地域福祉の推進をして欲しい。</p>	<p>本計画では、地域における様々な課題に対して、みんなで助け合い、支え合うことによって解決していく重要性を示しています。</p> <p>今後、「助け合い支え合いでみんなますますしあわせに」を基本理念に、「人づくり」「場づくり」「つながりづくり」「安心・安全の環境」を重視した取り組みを、市民のみなさまと力をあわせて進めていきますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。</p>

## 第4章 美馬市がめざす地域福祉

### 1 健康で生きがいと福祉の心を持つ人づくりのまち

地域福祉を支える基盤は、人々の助け合い・支え合いの心であり、ふれ合いであるとともに、一人ひとりの健康でもあります。生活様式が多様化し、飽食の時代と言われ、生活が豊かになった現代において、自分の健康は、自ら守り、維持していくことが大切です。

高齢化が進む中で、健康づくりに対する関心を高め理解を深めていくことが、ますます重要となってきています。日頃から、一人ひとりが健康で、いつまでもいきいきと暮らすことは、地域全体にとっても活力の向上につながるものです。

また、社会が豊かになり、老後をどのように迎えるか、増加する余暇時間をどのように過ごすかなど、考えることが必要になっています。心身ともに充実して、いきいきと暮らすためには、様々な生きがいや目標などを持つことが非常に大切であり、身体と心の健康を保ち続けることが、地域福祉を支える基盤となります。

さらに、福祉に対する意識を高め、できる人が、できる時に、できることを実行できるよう、福祉の心を持つ人を増やすことが地域福祉推進力の源になります。

このように、誰もが健康で心豊かな暮らしを営むことができる地域社会をめざし、健康づくりや生きがいづくりなど、地域ぐるみで力を合わせて取り組んでいきます。

### 2 身近にふれ合える場のあるまち

助け合い・支え合いの心は、暮らしや様々な人々との関わり合いの場面で活かすことができます。核家族化が進み、一人暮らしの人が増えるなど、人と人のふれ合いが少なくなりがちな昨今では、気軽にふれ合い、交流できる場やコミュニケーションの機会づくりを積極的に進めていくことが大切です。

高齢者の閉じこもり対策や、障害者の自立支援、地域ぐるみの子育てなど、日常的なふれ合いに対するニーズは今後ますます高まるとともに、大切になると考えます。

また、少子高齢化や核家族化により、隣近所の付き合いも希薄になりがちな昨今では、気軽な相談から専門的な相談まで、様々な相談に対応できる環境づくりも求められます。

このように、人が本来持っている基本的な欲求の一つである、「ふれ合い」を重視し、ぬくもりや思いやりを共有し、悩みを分かち合うために、コミュニケーションを活発にし、身近にふれ合える場や機会の仕組みづくりを地域ぐるみで進めていきます。

### 3 助け合い・支え合いのつながりがあるまち

地域福祉に限らず、私たちが美馬市で暮らしていく上では、様々な人々とのつながり、関わりが生まれています。地域社会の崩壊、世代間の断絶など、人のつながりが希薄化する傾向にありますが、このような時代であっても、私たちは一人で生きていくことはできません。様々な関わり合いの中で、暮らしていることを再認識する必要があります。

地域社会には、様々な助けを必要としている人々が暮らしています。また、健康で何不自由のない暮らしをしていても、いつ、助けが必要になるかも知れません。安全で快適な暮らしを送るためには、地域の一員として日頃から情報を交換し、住みやすい地域にしていく取り組みが求められます。

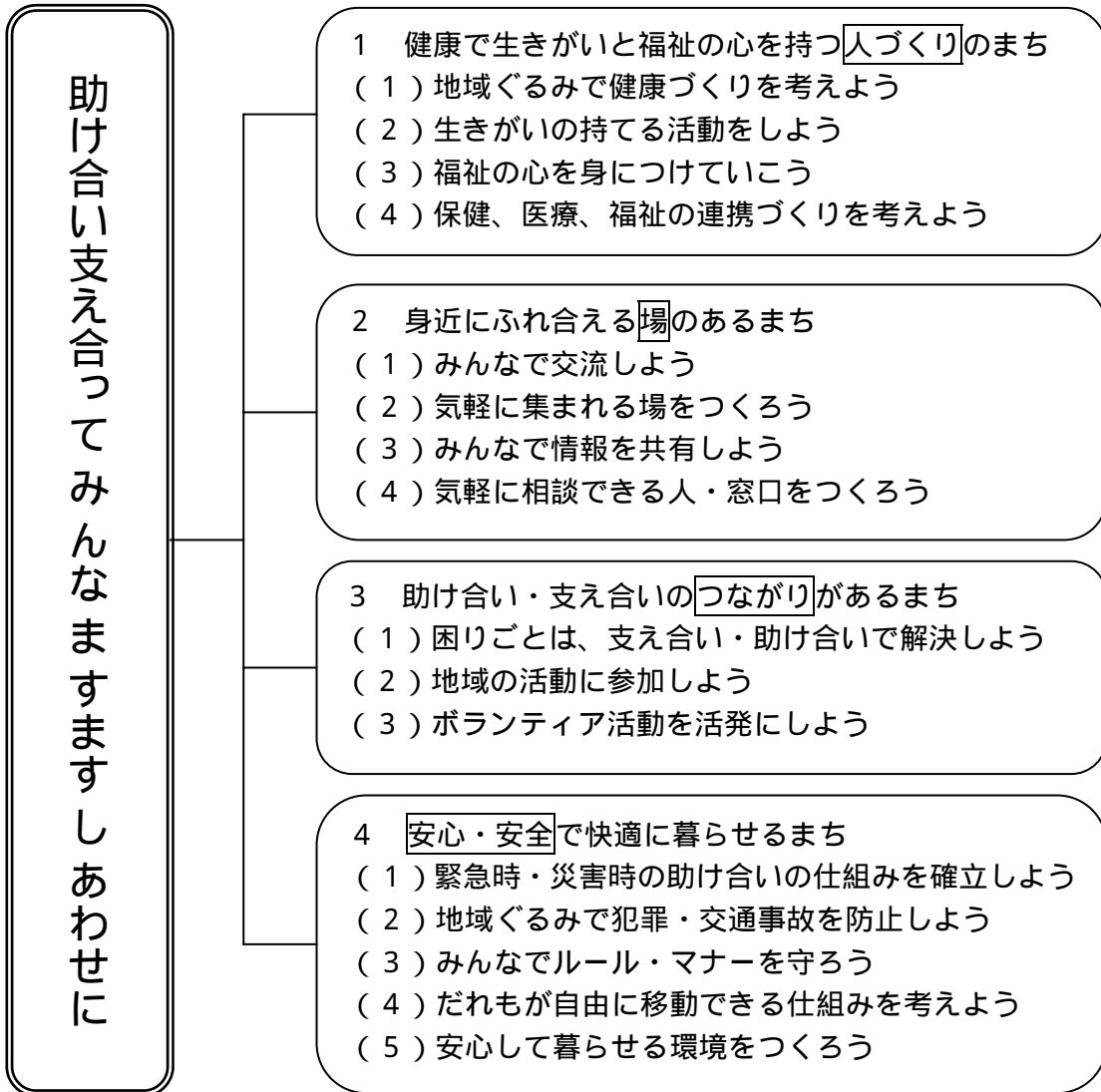
今後、誰もが本来、絆を持ちつつ、地域社会で暮らしていることを認識した上で、助け合い・支え合いの気持ちを常に心に置きながら、みんなで協力し合い、より良い地域社会づくりを、地域ぐるみで進めていきます。

### 4 安心・安全で快適に暮らせるまち

地域福祉を多くの市民の参加を得ながら、円滑に、力強く進めていくためには、地域としての環境づくりが必要です。これは、保健・医療・福祉という限られた範囲にとどまらず、みなさんが暮らすまち全体を見通し、安心・安全で快適に暮らすことのできるまちづくりを進めていく必要があります。

様々な人々が暮らし、人や物の行き来が多くなり、情報が氾濫する現代の都市には、住む人にとって好ましい環境を阻害する災害、犯罪、交通などの様々な問題があるほか、利用しづらい施設、移動しづらい交通環境など、改善が必要な環境も多くあります。さらに、私たちの心に根ざす部分においても、ルール違反やマナー違反など地域のあり方に大きな影響を与える要因が存在します。

そのため、地域福祉の幅広い考え方を基に、まち全体の環境や道徳といった点に焦点を当て、誰もが安心・安全で快適に暮らすことのできるまちづくりに、地域ぐるみで取り組んでいきます。



## 第5章 地域福祉の目標

### 1 健康で生きがいと福祉の心を持つ人づくりのまち

#### (1) 地域ぐるみで健康づくりを考えよう

##### 【現状と課題】

##### アンケート、ワークショップから

アンケート調査結果からは、毎日の暮らしの中で、自分の健康に不安を感じる人の割合が約6割となっています。また、地域住民が取り組むべき課題について、健康づくりについての人々の意識や知識をあげた割合が約3割となっています。

一方、ワークショップからは、児童福祉の充実の観点から、親子でウォーキングすることによって会話も生まれるし、健康づくりにもなる、という意見がありました。



##### 課題設定

一人ひとりが正しい生活習慣により健康づくりに努めることが大切です。  
特に、栄養や食生活は体をつくるために重要な取り組みです。  
運動についても、閉じこもりを防ぎ、こころの健康につながることから、その促進を図ることが大切です。

##### 【今後の取り組み】

\*地域（市民・各種団体及び組織）は...

- ア 健康状態をチェックするために健診を受診しましょう。
- イ 健診結果を生活改善にいかしましょう。
- ウ 食育について知識を深め、栄養バランスについて日頃の食事をチェックしてみましょう。
- エ 親子そろっての運動活動を始めてみましょう。
- オ 親子で参加できるスポーツ大会へ積極的に挑戦してみましょう。
- カ 家庭・地域での声かけを実践しましょう。

## \* 行政は...

すべての市民の願いである健康づくりについて、各種保健事業の実施や市民主体の健康づくり活動を促進していきます。そして、正しい知識を持って「自分の健康は、自ら守り、つくる」ことの実践を通じて、健やかに暮らせる環境をつくり、地域福祉活動の活性化につなげていきます。

### < 主な関連事業 >

- ア メタボリックシンドロームに着目した効果的な健康診査・保健指導
- イ 市民全体に対して健康づくりに関する情報提供や環境整備
- ウ 各種がん検診の充実及び受診率の向上
- エ 市民自身が地域の健康づくりの主体として力を発揮できるような組織活動（ヘルスマイト等）の育成・支援
- オ 乳幼児の訪問指導や各種健康診査、教室の実施による疾病や発達障害等の早期発見、治療・療育
- カ 予防接種の接種率の向上
- キ 国民健康保険ヘルスアップ事業の実施（電話健康相談など）
- ク 家庭教育学級・PTAに児童・生徒の健康づくりを働きかける
- ケ 乳幼児期からの正しい食習慣の確立に向けた食育の普及・推進
- コ 食を大切にする教育の推進と学校給食の充実
- サ 消費者の食への関心と理解（食の安心・安全）を深める、地産地消の体系の整備
- シ 日常の運動不足やストレスを解消しながら健康増進を図ることを目的にした、「ウォーキング大会」などの充実
- ス 世代間交流活動の支援
- セ 自治会活動に対する協力

---

メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満（内臓に脂肪が蓄積した肥満）が原因で、肥満症や高血圧、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病が引き起こされやすくなった状態。

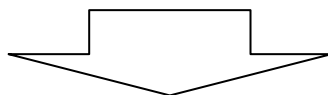
## ( 2 ) 生きがいの持てる活動をしよう

### 【現状と課題】

#### アンケート、ワークショップから

アンケート調査結果からは、今後も今の場所に住み続けたいと考えている人が7割を超えています。一方、生きがいづくりの一つである、公民館活動などの文化教養活動への満足度は、約4割にとどまっています。

ワークショップからは、高齢者の閉じこもり予防をねらいとして実施している「いきいきサロン」はよい取り組みである、という評価がなされています。また、今後生きがいづくりをさらに促すには、あいさつから声かけ、年代、同じ趣味等つきあいを広げる、といったきっかけづくりが必要、との意見もみられました。



### 課題設定

いきいきサロンの活動は、閉じこもり防止や高齢者の生きがいづくりにつながっていることから、さらなる充実が大切です。

文化活動などの生きがいづくりは、こころの健康につながることから、生涯学習活動を通じた支援を行うことが大切です。

### 【今後の取り組み】

\* 地域（市民・各種団体及び組織）は...

- ア いきいきサロン活動の対象者になっている人は積極的に利用し交流を深めましょう。
- イ 積極的に文化活動、生涯学習に取り組んでみましょう。

### \* 行政は...

生きがいを持ち、まちに愛着を持つことで、地域福祉の充実につながるよう、いきいきサロンなど、地域に密着した保健・福祉事業の推進を図ります。また、趣味や特技をつくり、生きがいづくり（こころの健康づくり）につながるよう、生涯学習活動の促進を図ります。

### < 主な関連事業 >

- ア 各地区での「いきいきサロン」の開催
- イ 趣味の会など生涯を通じた幅広い学習機会の提供、及び文化祭など学習成果を発表する機会の確保
- ウ 様々な機関・社会教育団体などの組織的連携による、地域学習活動や学習成果を生かしたまちづくり
- エ 公民館・隣保館・教育集会所活動への支援、及び地域に根ざした社会教育団体や自主的・自発的な学習グループなどの活動の支援
- オ 市役所や公民館、図書館をはじめとする公共施設などでの情報発信機能の強化、及び市広報紙、ホームページをはじめ、地域イントラネットを活用した情報の提供、公民館などの予約、図書の検索・予約など利便性向上策の推進、生涯学習の相談窓口の設置や相談員の人材確保など相談体制の整備
- カ 公民館・図書館・教育集会所などの生涯学習施設の充実

### (3) 福祉の心を身につけていこう

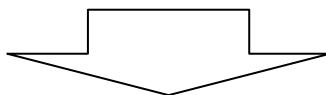
#### 【現状と課題】

##### アンケート、ワークショップから

アンケート調査結果からは、約8割が「福祉」への関心を持っていますが、「関心がない」への回答も6.3%みられているほか、年代が高いほど福祉への関心度が高い結果となっています。また、「福祉」に対するイメージは、「介護」や「高齢者」、「助け合い」を思い浮かべる人が多く、高齢者福祉が中心のイメージとなっています。

福祉サービスのなかで最も認知度があるのは、「介護保険サービス」など高齢者福祉に関するサービスとなっています。

ワークショップでは、障害者施策の推進のためには、障害者に対する理解が必要だ、という意見がありました。



#### 課題設定

福祉への関心は高齢者ほど高くなっており、今後は学校教育等を通じて福祉の心を身につけるための方策を充実させることが大切です。

高齢者や障害者に対する理解・協力は自立した生活をする上で欠かせないものであり、継続的な啓発が必要です。

国際化が進んでいる中で、外国の文化を学び、理解を深めることが大切です。

#### 【今後の取り組み】

\*地域（市民・各種団体及び組織）は...

ア 高齢者、障害者などに対して、学校、生涯学習の場などを通じて理解を深めていきましょう。

イ あらゆる機会を通じて、人権について考える機会を持ちましょう。

ウ 生涯学習の場などを通じて、外国の文化にふれてみましょう。

## \* 行政は...

少子高齢化が今後も進むと見込まれるなか、助け合いと支え合いの社会を構築するため、福祉教育や人権教育、国際交流、障害者や高齢者との交流などを通じて、お互いの立場を知り、理解し、認め合うことができる環境づくりに努めます。

### < 主な関連事業 >

- ア 高齢者、障害者等に対する市民の理解を高めるための福祉教育の推進
- イ 学校教育や生涯学習などのあらゆる機会を通じた、ボランティア活動、ユニバーサルデザインの必要性の普及啓発
- ウ 「市民の地域による」子育ての重要性の意識啓発
- エ 家庭、学校、地域、企業などのあらゆる場を通じて人権教育、人権相談事業等の充実、同和問題に対する総合的な視野に立った計画的・主体的な取り組みの推進
- オ 男女共同参画社会の形成と促進を図るための基本計画の策定
- カ グローバル化した国際社会を積極的に生き、世界で活躍できる人材の育成（国際理解教育など）
- キ 外国青年招致事業の継続的な実施
- ク 市民団体、地域国際交流団体等との連携
- ケ 諸外国との学生を対象としたホームステイ交流の推進
- コ 歴史、文化、産業などの類似性などを考慮した、外国との姉妹都市や友好都市の締結の検討
- サ 「みまっこ宣言」の啓発

---

ユニバーサルデザイン：性別、年齢、身長、学歴、家族構成、身体的特徴、人種、さらに、趣味、性格、知識、嗜好といった、様々な個性や能力に関わらず、あらゆる人にとって使える、わかるデザイン（ユニバーサルは「あらゆる、全ての」の意味）。

みまっこ宣言：美馬市内の児童・生徒たちの行動憲章となる「めざす子ども像」をうたったもの。  
平成 18 年 11 月 2 日制定。

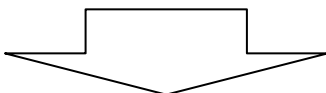
## (4) 保健、医療、福祉の連携づくりを考えよう

### 【現状と課題】

#### アンケート、ワークショップから

アンケート調査結果からは、社会福祉協議会の活動内容を知っている割合が半数近くを占めています。その一方で「知っているが、どこにあるかわからない」、「知らない」といった意見もそれぞれ約2割みられます。

一方、病院など医療関係機関に満足している割合は約6割となっています。



### 課題設定

今後ますます、保健、医療、福祉の連携が求められており、総合的なマネジメント機関の充実が大切です。

### 【今後の取り組み】

#### \* 地域（市民・各種団体及び組織）は...

- ア 地域包括支援センター、ファミリーサポートセンター、自立支援協議会などを積極的に活用しましょう。
- イ 保健・福祉サービスの内容について、広報紙で見たり、民生委員等から話を聞くなど積極的に情報を集めてみましょう。

#### \* 行政は...

これまでに実施している保健・福祉サービスについて、医療と連携しながら、行政、事業者、各種団体などによる総合的な地域ケア体制を充実させ、地域福祉の向上につなげていきます。

---

地域包括支援センター：高齢者の総合的な保健医療サービス及び福祉サービスの提供を行うための、包括的・継続的な支援・サービス調整を行う機関。

ファミリーサポートセンター：共働き世帯が残業で子どもの保育所等への送迎が難しい場合などに、子どもの送迎や一時預かりなどを行うことで、仕事と家庭の両立を支援する。子育ての支援を依頼したい方（依頼会員）と、育児の支援を行いたい方（提供会員）からなる会員組織で、センターは依頼会員に条件のあった提供会員を紹介するシステム。

## < 主な関連事業 >

- ア 地域包括支援センターにおいて、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な支援の実施
- イ 自立支援協議会の立ち上げと組織の充実
- ウ ファミリーサポートセンターの一層の充実
- エ 虐待防止やドメスティックバイオレンス（DV）防止策の充実
- オ 医師会等関係機関との連携による、地域・保健・福祉・医療のネットワーク体制の確立
- カ 医師会の協力を得て、「救急医療当番医」制度による休日・夜間医療体制
- キ 県、医師会等関係機関と連携による、救急医療体制の確立
- ク 生活保護受給世帯の状況や世帯員の能力に応じた自立支援策の策定
- ケ 介護、支援の必要な高齢者、障害者に対するサービスの確保
- コ 地域密着型サービスの推進
- サ 介護給付費の適正化
- シ 統一的な介護予防ケアマネジメントの確立、地域支援事業における介護予防支援事業の推進
- ス 認知症予防のための保健事業、権利擁護、関係機関・団体、地域住民等が連携する認知症高齢者SOS情報ネットワークとの連携強化など、認知症高齢者支援対策の推進
- セ 保育事業等各種子育て支援サービスの一層の充実（待機児童の解消、認定子ども園制度の活用含む）
- ソ 母子（父子）家庭の経済的自立と安定への支援及び生活の安定
- タ 民生委員、保健所、病院、高齢者・障害者施設等の外部関係機関や、庁内関連部署との連携で、あらゆる生活の場面において生活に困窮している市民についての情報収集体制の整備を図り、生活保護相談へとつなげる

---

ドメスティックバイオレンス（DV）：一般的には「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。ただ、人によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使っている場合もある。

## 2 身近にふれ合える場のあるまち

### (1) みんなで交流しよう

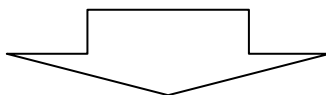
#### 【現状と課題】

##### アンケート、ワークショップから

アンケート調査結果からは、ふだん近所の人との付き合いについて「困っているとき（病気、悩み、事故など）に、相談したり、助け合ったりする」割合は約 25%であるほか、立ち話程度や、あいさつをする程度などについても 2 割台であるなど、付き合いの程度が多様化しています。

また、今後の近所づきあいについては、「何か困ったことがあれば相談したり助け合う程度」が最も多くなっていますが、プライバシー配慮への意識も高く、干渉しない程度が良いと考えている人が約 3 割みられます。

ワークショップからは、核家族化が進んだことから子育てについて相談できるところがなく、親子で集える場所が必要である、という意見がありました。



#### 課題設定

地域福祉を推進する上で近所づきあいを深めることは、助け合い・支え合いを育てることになることから、その支援を図ることが大切です。

#### 【今後の取り組み】

\* 地域（市民・各種団体及び組織）は...

ア 学校や各種イベントなどでの交流事業に参加してみましょう。

イ 子育てサロン、ファミリーサポートセンター等を積極的に活用しましょう。

**\* 行政は...**

地域における楽しみや生きがいの機会を増やしていくことにより、それをきっかけとして、助け合い・支え合いの活動につながっていけるよう、交流できる機会の創出に努めていきます。

そのため、交流の場の周知、また、だれもが楽しめるイベントの開催などを行っていきます。

**< 主な関連事業 >**

- ア 市社会福祉協議会、市教育委員会等との連携による、シルバー大学等の生涯学習講座の開催
- イ 総合型スポーツクラブの推進
- ウ イベント等の情報提供の充実
- エ 子育てに関する相談・情報提供体制の確立・充実のための場・機会の創出

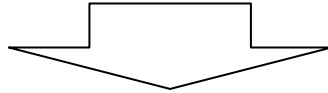
## (2) 気軽に集まれる場をつくろう

### 【現状と課題】

#### アンケート、ワークショップから

アンケート調査結果からは、気軽に相談できる人や、気軽に集まることができる場所を必要と感じている人は、約3割みられています。

ワークショップからは、現状として気軽に遊べる場所がない、という意見がありました。



### 課題設定

気軽に集まり、交流をする場を今後さらに確保し、生きがいづくりや、積極的な社会参加を促すことが大切です。

### 【今後の取り組み】

#### \* 地域（市民・各種団体及び組織）は...

- ア 世代を越えた交流イベントへ参加してみましょう。
- イ まずは、あいさつ活動を積極的に、そこから、少しずつ会話をする人の輪を広げるよう取り組んでみましょう。
- ウ 隣近所や趣味を同じくする人々が積極的に集まる機会を持つようにしましょう。

#### \* 行政は...

既存の施設の活用及びサービスの推進を通じて、交流の場づくりに努めます。また、新たな交流の場づくり、誰にでもやさしいまちづくり（ユニバーサルデザイン）の考え方を積極的に活かした場づくりにも取り組み、市民同士の交流を促していきます。

#### < 主な関連事業 >

- ア 自治会などの小地域を単位としたネットワーク（助け合いの網）を構築し、近隣や地域の人々による、対象者の在宅生活の見守り活動や援助活動の推進
- イ ひとり暮らしで家に閉じこもりがちな高齢者に対する生きがい対応型デイサービス
- ウ 利用目的、利用圏域に応じた公園緑地の計画的な整備（防災空間などの多様な空間の確保も兼ねる）
- エ 商店街を、高齢者の憩いのスペース、住民の交流の場としての機能なども兼ね備えたエリアとして位置づける
- オ 誰でも参加できるように公共空間でのユニバーサルデザインの必要性の普及啓発

### (3) みんなで情報を共有しよう

#### 【現状と課題】

##### アンケート、ワークショップから

アンケート調査結果からは、福祉サービスに関する情報はかなり入ってくると感じている人は1割以下にとどまっています。

また、福祉サービスに関する情報入手先は、「市役所の窓口や広報紙」が最も多く、次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が約4割、「自治会の回覧板」は約25%となっています。



#### 課題設定

これまでも福祉サービスに関する情報提供は推進していますが、多様なニーズや世帯の状況等を加味した、情報提供のあり方、情報共有のあり方を模索することが大切です。

#### 【今後の取り組み】

##### \* 地域（市民・各種団体及び組織）は...

- ア 積極的に様々な媒体から出てくる福祉情報の把握に努めましょう。
- イ 地区内のどこに何があるか（地域資源等）まとめたマップ作りに努めてみましょう。

##### \* 行政は...

実施している制度やサービスなどを確実に情報提供し、サービスを必要とする人に対し、適切なサービスを提供できるよう、社会福祉協議会や自治会、各種団体と連携するなど情報提供体制の充実を図ります。また、個人情報の取り扱いに配慮していきます。

##### < 主な関連事業 >

- ア 妊産婦及び配偶者、乳幼児の保護者を対象とした、妊娠・出産・育児の正しい情報提供
- イ 配偶者の育児に対する意識の向上と、親子の交流促進
- ウ 情報提供の場所や内容の充実

## (4) 気軽に相談できる人・窓口をつくろう

### 【現状と課題】

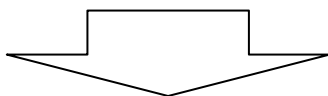
#### アンケート、ワークショップから

アンケート調査結果からは、民生委員・児童委員に「相談などで話をしたことがある」は約15%となっています。

また、保健・福祉サービスや相談体制への満足している割合は約半数、公的な手続きの便利さに満足している割合は約4割となっています。

一方、毎日の暮らしのなかで不安に感じることは、「自分の健康に関すること」が最も多く、「収入や家計に関すること」「いきがい・将来のこと」「災害に関すること」「親や子どもに関すること」が続いています。

生活上の相談をしたいと「思う」割合は約8割ですが、相談相手は「家族」が最も多くなっています。



### 課題設定

相談については、家族に行くことが多い状況となっており、多様な相談先を確保するとともに、相談事業の充実を図ることが大切です。

### 【今後の取り組み】

#### \* 地域（市民・各種団体及び組織）は...

ア 必要に応じて積極的に相談窓口を活用しましょう。

#### \* 行政は...

相談することそのものがストレスの発散や悩みの解消などにつながることを考慮し、市役所等において、普段から気軽に相談できる人や窓口を確保し、生活の安心・安全を確保するよう努めます。

#### < 主な関連事業 >

- ア 民生委員、社会福祉協議会、支援センター等と連携した相談支援体制の充実
- イ いじめ問題、子育て等に対応する教育相談事業の推進
- ウ 健康相談事業の推進
- エ 青少年健全育成市民会議を中心に、地域・家庭・学校、関係団体と連携した、自立心や規範意識等を育む場づくり、社会貢献への意欲を育む場づくり

### 3 助け合い・支え合いのつながりがあるまち

#### (1) 困りごとは、助け合い・支え合いで解決しよう

##### 【現状と課題】

##### アンケート、ワークショップから

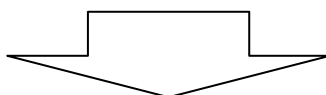
アンケート調査結果からは、美馬市の福祉サービス事業のあり方は、「市民と行政がともに手を携えていける仕組みづくりをすべき」という回答が約半数を占めています。

地域住民が取り組むべき課題や問題と思うことは、「ひとり暮らしの高齢者の生活支援」が最も多く、次いで「高齢者の社会参加や生きがいづくり」、「青少年の健全育成」があげられています。

地域で手助けしてほしいことは「安否確認の声かけ」が最も多く、次いで「高齢者の介護」、「外出時の見守り」となっています。一方、自分が手助けできることは「安否確認の声かけ」が最も多く、次いで「家の前などの掃除」、「外出時の見守り」となっています。

ワークショップでは、「共に生きる」という認識を持って地域ぐるみの地域福祉を進める必要がある、という意見がありました。

##### 課題設定



福祉の問題に対して、社会福祉協議会、民生委員児童委員等の活動力を高め、住んでいる地域のなかで、解決への第一歩が踏み出しやすい環境づくりが大切です。

##### 【今後の取り組み】

\* 地域（市民・各種団体及び組織）は...

ア 困りごとに対する団体等の積極的な利用に努めましょう。

\* 行政は...

生活様式が多様化し、地域社会の役割を維持・充実させていくことが難しいなか、市民一人ひとりの持つ温かい心が交流し、地域福祉が広がるよう、地域での助け合い・支え合いの仕組みづくりに取り組んでいきます。

##### < 主な関連事業 >

ア 社会福祉協議会の機能強化・充実や民生委員児童委員協議会の活動支援等の積極的な推進  
イ 地域・家庭・学校及び福祉等の関係機関との連携による虐待防止

## ( 2 ) 地域の活動に参加しよう


### 【現状と課題】

#### アンケート、ワークショップから

アンケート調査結果からは、地域の雰囲気やイメージに満足している割合は約 6 割となっています。

一方、地域活動への参加状況は現在活動している人が約 4 割、活動したことがない人が約 25% となっています。現在行っている地域活動は「自治会の活動」が最も多く、次いで「PTA の活動」「老人クラブの活動」「子ども会の活動」の順となっています。活動の目的は、「隣近所とのふれあいを求めて」という回答が最も多い反面、「役回りなどで仕方なく」といった意見もみられます。地域活動をしていない人の理由は、「勤務などの都合」「時間がない」「体調がすぐれない」が多くみられます。「自治会に入っていない」や「興味がない」への意見も 10% 台でみられます。

### 課題設定



地域福祉を推進する上で、地域の文化にふれ、地域の活動へ参加し、盛り上げていくことが近所づきあい、助け合い・支え合いにつながることから、地域に親しむ取り組みを促進することが大切です。

### 【今後の取り組み】

\* 地域（市民・各種団体及び組織）は...

- ア 自治会活動への積極的な参加を行いましょう。
- イ 広報紙の「地域レポート」欄など積極的に目を通してみましよう。
- ウ 伝統文化に積極的にふれて、愛着や誇りを高めていきましよう。
- エ 地域の行事に参加しよう。
- オ 公民館、図書館など文化施設の積極的な利用に努めましよう。

## \* 行政は...

広報での紹介や、各種団体と連携した取り組みにより、身近な自治組織である自治会活動への参加を促すとともに、人材の育成に努めます。さらに、地域の伝統にふれたり、行事へ参加するなど、地域福祉の元である、地域社会の形成を働きかけていきます。

### < 主な関連事業 >

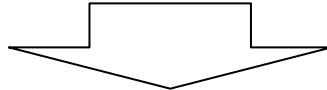
- ア 地域の状況に応じた子ども会活動や青少年の育成活動への支援
- イ 自治会の連携による組織や活動支援
- ウ 自治会活動の事例紹介や資料提供などの活動支援
- エ 自治会活動のリーダー、人材育成のための研修
- オ 広域的な活動を推進するために、自治会の再編見直しの検討
- カ NPO活動の理解を促すためのPR
- キ 活動の充実を図るための、研修の実施やリーダーの養成などの支援
- ク NPO活動の推進を図るための、とくしまNPO連絡会議への積極的な参画や広域的な連携の取れる体制づくり、連絡調整等の支援
- ケ コミュニティ事業の活用などによる、施設の整備や充実
- コ 広域的なコミュニティ活動の推進を図り、多くの市民が自主的に参加し、主体的に運営する地域コミュニティの形成支援
- サ 伝統文化の継承と振興
- シ 文化財等の保護、保存
- ス 芸術・文化活動の推進
- セ 公民館・図書館等文化施設の整備充実

### (3) ボランティア活動を活発にしよう

#### 【現状と課題】

##### アンケート、ワークショップから

アンケート調査結果からは、ボランティア活動に参加している人は約2割、以前参加したことがあるが、現在参加していない人は約15%、まったく参加したことはないが、今後参加したい人は、約3割となっています。



#### 課題設定

ボランティア活動は、参加している人が約2割となっていますが、今後参加したい人が約3割となっており、こうした潜在的な希望者を活動につなげる取り組みを進めることが大切です。

#### 【今後の取り組み】

##### \* 地域（市民・各種団体及び組織）は...

- ア ボランティア活動について回覧板や自治会施設などを使った紹介をしたり、情報を得たりしてみましょう。
- イ 地域活動に必要な経験や知識を持っている人がいれば、活動への参加を呼びかけてみましょう。
- ウ ボランティア連絡協議会の充実を図りましょう。

##### \* 行政は...

市民自らの活動意欲・意思を尊重しつつ、社会福祉協議会と連携し、保健、福祉、教育など幅広い分野を対象に、今後もボランティア人材の発掘や育成、ボランティア組織の育成を推進します。

#### < 主な関連事業 >

- ア 各種福祉施設・団体との連携の強化による、福祉を支える人づくりや、ボランティア団体の活動支援
- イ 生涯学習活動に関して、民間指導者を含めた地域の人材の積極的な活用やボランティアなどの育成
- ウ ボランティア同士が集まる場への支援
- エ 社会福祉協議会との連携による協力

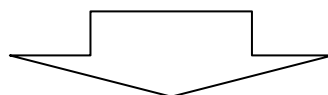
## 4 安心・安全で快適に暮らせるまち

### (1) 緊急時・災害時の助け合いの仕組みを確立しよう

#### 【現状と課題】

アンケート、ワークショップから

アンケート調査結果からは、地域の防災体制への満足度は約半数であり、不満と感じている人は約45%に達しています。



#### 課題設定

地域の防災体制への満足度は約半数にとどまっていることから、今後は地域防災計画の着実な推進が大切です。

自主防災組織の活性化を図ることが大切です。

自助・共助による防災体制を築くことが大切です。

#### 【今後の取り組み】

\* 地域（市民・各種団体及び組織）は...

- ア 自主防災組織がまだ作られていないところは、積極的に組織化に取り組んでみましょう。
- イ 日頃の隣近所づきあいの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を築きましょう。
- ウ 災害時に、地域で安否確認が市民自身の手でできる体制を整備しましょう。
- エ 日頃から、高齢者や障害者などの存在を確認し、災害時には家族や隣近所での情報伝達、救助などが円滑にできるようにしましょう。

### \* 行政は...

地域防災計画等に基づき、緊急時・災害時に防災対策が円滑に進むよう、訓練や啓発活動を重ね、自主防災組織の結成及び育成を図ります。

また、緊急時・災害時に援護を特に必要とする、高齢者や障害者、子ども等に対しては、特別な備えが大切です。地域の連帯を深めて対応できるよう、研修や意識啓発に努めます。

#### < 主な関連事業 >

- ア 防災訓練や説明会の開催など、自主防災組織の結成に向けた啓発、リーダー養成のための研修会を開催し、障害者、高齢者等の災害時要援護者や女性の参画の促進に努める
- イ 自主防災組織に関する冊子の作成配布
- ウ 市民主体の自主防災組織の結成促進及び育成
- エ 活動の活性化と情報共有を図る自主防災連絡協議会（仮称）の設立促進
- オ 非常備消防の充実
- カ 防災情報の伝達手段の整備
- キ 危機管理体制の整備
- ク 応急手当講習や各種防災訓練の協力・指導の実施
- ケ 住宅用火災報知器の設置促進
- コ 地域間連絡道の整備による、災害時の避難網の確立

## (2) 地域ぐるみで犯罪・交通事故を防止しよう

### 【現状と課題】

アンケート、ワークショップから

ワークショップでは、交通安全対策が必要だという意見がありました。また、不審者対策として、マップづくりをしてはどうか、という意見もありました。

### 課題設定

地域の防犯・交通安全活動を推進するためには、これらに対する市民の意識の高揚や、行政による環境整備などが大切です。

### 【今後の取り組み】

\* 地域（市民・各種団体及び組織）は...

- ア 学校区単位で危険な場所、不審者情報などの「危険」の把握に努めましょう。
- イ 学校の登下校時に積極的に子どもとのあいさつを行いましょう。

\* 行政は...

交通事故や、凶悪化、多様化する犯罪への対策を進めるため、警察との連携を強めて、交通事故や犯罪に関する情報収集・情報提供を推進するとともに、日頃からの付き合いを通じた「地域の連帯」による交通事故防止、防犯を促していきます。

< 主な関連事業 >

- ア 学校の安全管理体制の整備、施設設備の整備等
- イ ガードレール、カーブミラーの設置、道路状況の把握と交通体系の整備、適正な交通規制の実施など、交通安全環境の整備
- ウ 犯罪状況や、防犯マップ（統計資料）等の広報
- エ 「振込詐欺」などの犯罪防止のための、金融機関など関係機関との連携
- オ 防犯教育の充実
- カ 交通安全推進活動の促進
- キ 放課後子どもプランの推進

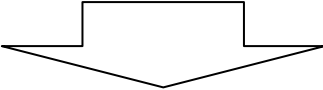
放課後子どもプラン：各市町村において、教育委員会が主導して福祉部局と連携を図り、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」を一体的あるいは連携して実施するもの。（「放課後子ども教室推進事業」...すべての子どもを対象として、地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動等の取組を推進。「放課後児童健全育成事業」...保護者が労働等により昼間家庭にいない概ね 10 歳未満の児童に適切な遊び及び生活の場を提供

### (3) みんなでルール・マナーを守ろう

#### 【現状と課題】

アンケート、ワークショップから

アンケート調査結果からは、近隣の生活マナーに満足している割合は7割台であり、不満と感じている割合よりも高くなっています。



#### 課題設定

ルールやマナーについては、子どもの時からの教育、指導が重要であると考えられ、今後地域ぐるみで取り組んでいくことが大切です。

#### 【今後の取り組み】

\* 地域（市民・各種団体及び組織）は...

- ア ボランティア活動を通じて、公共の精神を育み、地域社会への貢献を考えてみましょう。
- イ ごみの出し方や路上駐車、放置自転車などに問題がないよう、マナーに注意してみましょう。

\* 行政は...

ルールやマナーを意識して行動することが、ふれ合い、交流、健康づくりにおいて重要であると考えられることから、ごみの出し方、交通マナーなどの周知・徹底や、教育を推進します。

また、幼児教育、学校教育の中でルールやマナーに関する教育を推進します。

#### < 主な関連事業 >

- ア 広報等によるルールやマナーに関する啓発活動の推進
- イ 幼稚園と保育所のあり方の検討や制度・施設の改善による「小1プロブレム」の解消に向けた幼児教育の向上
- ウ 学校教育における、社会人・職業人として自立に必要な意欲や態度、能力の育成

---

小1プロブレム：小学校に入学したばかりの1年生が一斉授業形態に対応できず、集団行動がとれない学級集団の未形成状態。

#### (4) だれもが自由に移動できる仕組みを考えよう

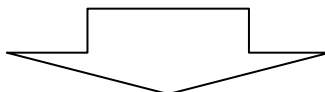
##### 【現状と課題】

###### アンケート、ワークショップから

アンケート調査結果からは、道路や交通機関等の使いやすさについて満足している割合は約4割であり、不満と感じている割合の方が高くなっています。

また、買い物などの便利さについて、満足している割合は約半数となっています。

##### 課題設定



移動手段について、満足している割合が約4割にとどまっており、現在の交通体系について、そのあり方を協議していくことが大切です。

##### 【今後の取り組み】

###### \* 地域（市民・各種団体及び組織）は...

- ア 日頃から外出時、危険箇所や段差等のバリアを注意深く点検してみましよう。
- イ 隣同士の助け合いにより、自力で外出できない人が外出できるよう、できる限り移動の手助けに努めてみましよう。

###### \* 行政は...

移動が困難なために、閉じこもりになったり、行動範囲が狭くなることのないよう、公共交通機関のより良いあり方について検討を進めていきます。

また、移動・交通環境づくりについて、交通網の充実を関係機関に要望していきます。

##### < 主な関連事業 >

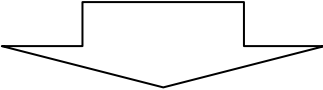
- ア 国道、県道等の改良整備について関係機関へ積極的に要望し、近隣の地域間を結ぶ道路網を強化
- イ 国道193号の高規格化促進のための、関係機関への積極的な働きかけ
- ウ 代替バス、スクールバスなどを総合的に検討し、従来の運行形態にとらわれないバス運行計画の策定に努める
- エ 地域住民のニーズに対応するため、関係者の合意を図りながら、公共交通機関のより良い提供と経費の節減を図る

## (5) 安心して暮らせる環境をつくろう

### 【現状と課題】

アンケート、ワークショップから

アンケート調査結果からは、公園や緑地などの自然環境に対して、満足している割合は約4割にとどまっています。



### 課題設定

安心して暮らせる環境づくりのため、だれもが外出しやすい環境や、豊かな自然、環境への配慮が重要であり、今度とも環境教育や安全な環境づくり施策が大切です。

### 【今後の取り組み】

\* 地域（市民・各種団体及び組織）は...

- ア 地域内にバリア（障壁）がないかどうか、また、マナー違反によってバリアをつくっていないか、チェックしてみましょう。
- イ 環境問題に関する理解を深めると共に、できることから地球にやさしい行動（省エネルギーの推進、新エネルギーの導入など）を実践してみましょう。

\* 行政は...

自然環境の保全や安心して暮らせる環境づくりは、地域の誇りを醸成し、まちの魅力を高めることにつながることから、自然環境保全やリサイクル活動、美化活動、環境教育など環境を重視する活動を、市民や各種団体等との協働により進めていきます。

また、福祉サービスと連携した住宅施策の推進を図り、高齢者や障害者が、地域福祉による助け合い・支え合いの中で暮らせる環境づくりに努めます。

< 主な関連事業 >

- ア 「徳島県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づいた道路等のバリアフリー化
- イ 入居者と協力した適正な市営住宅の維持管理
- ウ 住宅の耐震性の向上、住宅内の設備の更新や防水・外壁等の修繕
- エ 高齢者や障害者、低所得者のための市営住宅の供給
- オ 若者向け住宅、高齢者・障害者向け住宅、UJIターン者受入住宅などユニバーサルデザインの住宅整備
- カ 地域の実情を踏まえながら、子どもや高齢者をはじめすべての人々に安全で快適な道路環境を図った、市道の整備・改良
- キ 公共施設のバリアフリー化の推進
- ク 環境を大切に作る心と実践力を養成する環境教育の推進
- ケ 環境美化に関する意識やモラルの向上を図るための、市民、事業者への啓発活動
- コ 不法投棄やごみの投げ捨て、散乱防止を目的とした、巡視や指導
- サ 地域や河川の一斉清掃へ、多くの市民や市民団体の参加を促す
- シ アドプト等、市民が主体となって活動する仕組みを広め、活動する団体等を支援
- ス 市民の緑化意識の啓発、市民全体の緑化活動の促進
- セ 公共施設や公共空間、企業等における緑化の推進、促進
- ソ 地球温暖化防止対策実行計画の策定

---

UJIターン：Uターン・Jターン・Iターンの頭文字を取ってできた言葉。Uターンは、都会に出た後、出身地に戻る。Jターンは、都会に出た後、出身地の近隣地域に戻る。Iターンは、出身地にかかわらず、住みたい地域を選択し移り住むこと。

バリアフリー：バリア（障壁）をなくすこと。建物内の段差を無くす、出入口や廊下の幅員を広げるなど、障害者や高齢者などが生活するのに支障のない構造や仕様をすることを意味する。障害者の社会参加をはばむ制度的、心理的な障害の除去という意味にも使われる。

アドプト：もともとは「養子にする」という意味。アメリカで生まれたアダプト・ア・ハイウェイプログラムが原型と言われている。1985年、ハイウェイに散乱したゴミの清掃にかかる膨大な費用に頭を悩ませていた米国テキサス州運輸局が市民に協力を呼びかけたところ、市民や地元の企業が道路を養子に見立て清掃するという仕組みが誕生した。日本では制度として道路だけでなく公園等にも対象を広げている。

## 第6章 計画の推進体制

### 1 推進活動の範囲

地区民生委員児童委員協議会単位を第一次福祉地域、市全域を第二次福祉地域として地域福祉を推進するために必要な取り組みや仕組みづくりを、効率的、効果的に展開するための地域範囲に定めます。ただし、計画圏域エリアにとらわれず、自治会についても重要な役割を担っていることから、活動範囲に応じて柔軟に圏域としてとらえます。

### 2 地域福祉ネットワークの設置

地区民生委員児童委員協議会単位の福祉圏域において、地域福祉の具体的な取り組みを話し合い、活動する場として、地域住民を主体とした地域福祉ネットワークの設置を行います。

### 3 市社会福祉協議会の体制

#### (1) 市社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を目的とする社会福祉協議会は、地域住民の地域福祉への関心や意識を高め、地域住民の自発的な活動を最大限に引き出す環境を醸成しながら、地域住民や地域の諸団体との協働による多様な福祉活動や福祉サービスの提供を推進する役割が期待されます。

#### (2) 社会福祉協議会の体制整備

市社会福祉協議会は、今後の地域福祉を推進するために、地域社会や住民ニーズの的確な把握、効果的・効率的な事業・サービスの提供などの体制整備が重要と考えられます。

#### 【主な取り組み事項】

- 福祉サービスに関する苦情解決事業
- 地域社会や住民ニーズへの的確な把握

### ( 3 ) 地域福祉活動計画との連携

本計画と市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、ともに地域福祉の推進をめざすものであり、その策定を通じて住民参加と福祉の総合化の推進を図るものです。そのために、両計画が互いに補完・補強することが必要です。

また、地域福祉活動計画は、本計画とその内容の一部を共有し、本計画の実現を支援するための施策を盛り込むなど、相互の連携を図ることが必要です。

そのためには、市社会福祉協議会と市（行政）がより一層連携を強化するとともに、協働推進体制を確立し、両計画の具現化に積極的に取り組むことが地域福祉の推進につながります。

## 4 市（行政）の支援体制

### ( 1 ) 市内における横の連携の充実

市が市民との協働で、地域福祉を進めていくためには、市職員が市民活動への理解と関心を深め、協働の理念を十分に理解し、協働の実践に向けて取り組む必要があります。

その前提としては、相互理解によるパートナーシップの構築にあると考えられることから、職員研修などを通じ、市民活動への理解と意識の向上を図ります。

また、市内では様々な分野の市民活動が展開されており、今後新たな地域福祉の担い手として期待されていることから、市民活動の推進について市内の合意形成や連絡調整など、全庁的な支援体制づくりに取り組みます。

### ( 2 ) 保健福祉サービスの充実

保健福祉サービス事業者が良質なサービスを提供できるよう、専門的人材の育成、事業者における苦情相談体制の構築、福祉サービス評価事業普及のための環境整備など、保健福祉サービスの充実を図ります。

### ( 3 ) 関係団体との連携・支援

地域福祉推進の中心的な担い手である市社会福祉協議会の地域福祉活動を支援するとともに、連携して地域福祉の推進を行っていきます。

また、自治会、民生委員児童委員、福祉施設その他の福祉事業者、学校・保育所、子ども会、商工会、老人クラブ、障害者団体、自主防災組織、医療機関、社会福祉法人、NPO、ボランティアなどの組織・団体と連携を図ります。

## 5 活動の評価推進体制

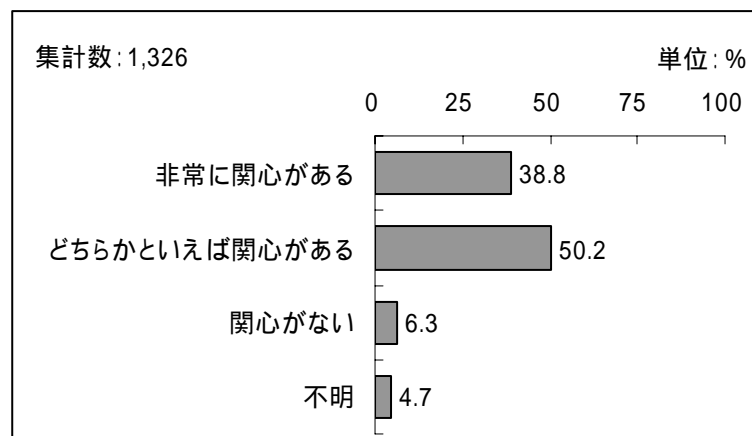
今後は、地域福祉の推進に向けた普及活動や小域福祉圏での活動の進捗状況の点検・評価、見直しなどを進める組織として、計画策定懇話会を継承した「(仮称)地域福祉推進懇話会」を設置します。また、地域福祉計画の進行管理を通じ、市内共通の課題対応の検討を行い、地域福祉を推進していきます。

## 第7章 資料編

### アンケートの結果概要

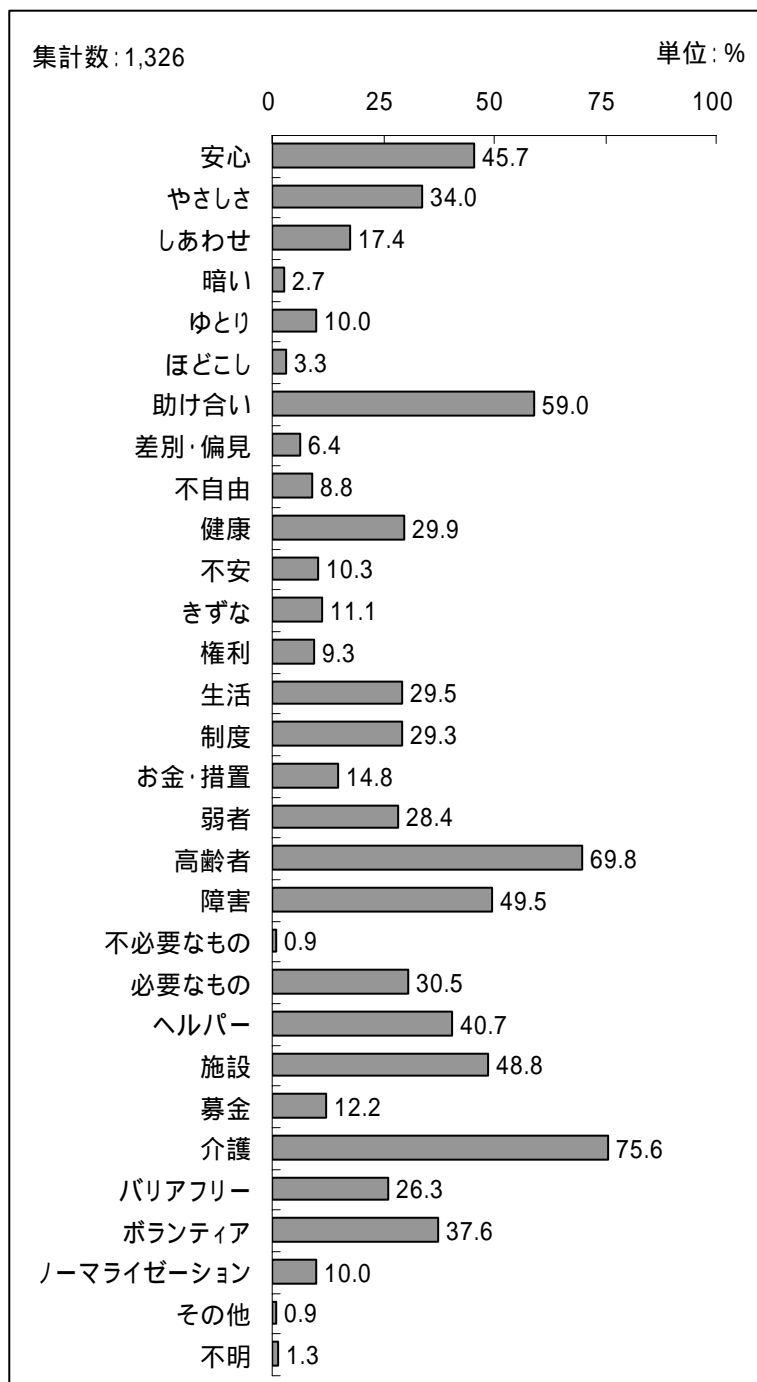
#### (1)「福祉」への関心度

「福祉」に関心を持っているかどうかたずねたところ、「非常に関心がある」38.8%、「どちらかといえば関心がある」50.2%、「関心がない」6.3%となっており、89.0%の人が『関心がある』と回答している。



(2)「福祉」のイメージ(複数回答)

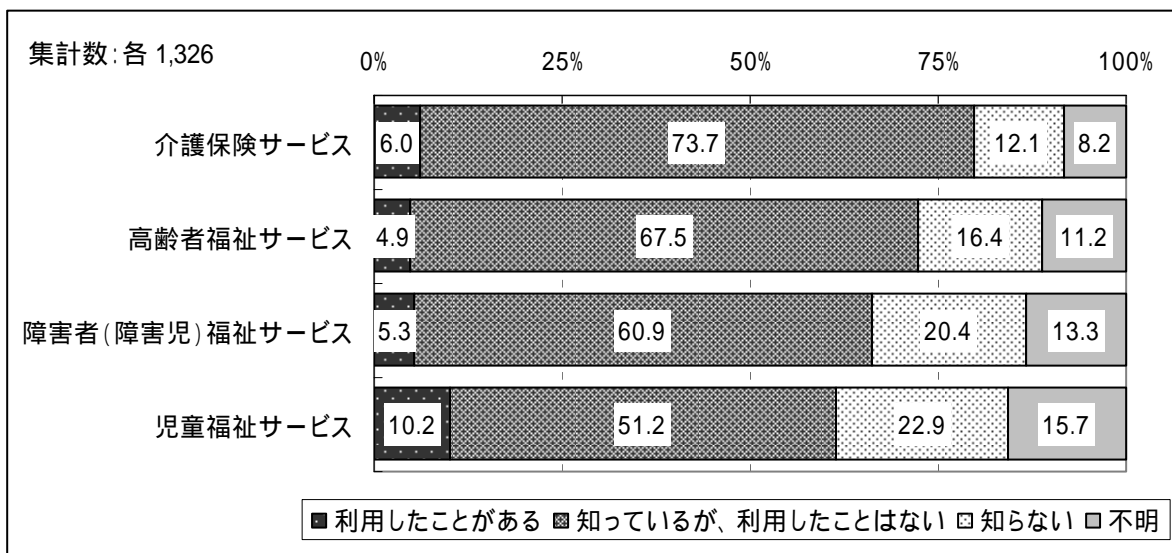
「福祉」という言葉からどのようなことを思い浮かべるかたずねたところ、「介護」が最も多く、75.6%となっている。次いで「高齢者」69.8%、「助け合い」59.0%となっている。



### (3) 福祉サービス・機関の認知度・利用度

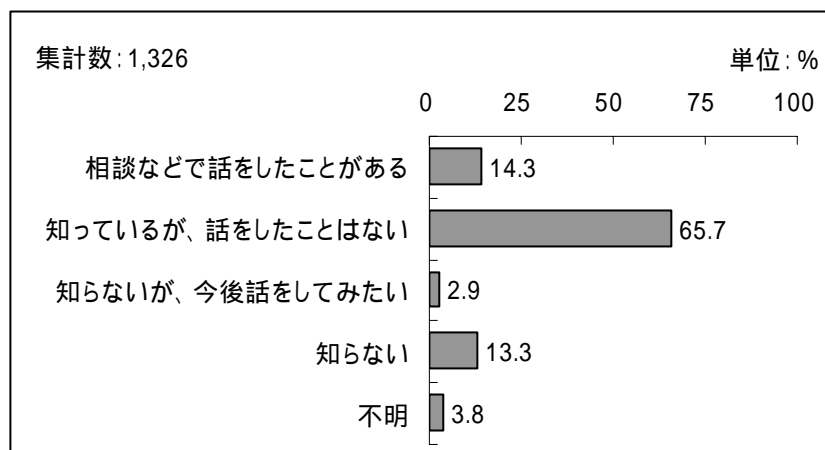
#### 福祉サービス

現在、美馬市で行われている各福祉サービスの認知度・利用度についてたずねたところ、「利用したことがある」への回答が最も多いのは「児童福祉サービス」であり、10.2%となっている。一方、「知らない」への回答が最も多いのも「児童福祉サービス」となっており、二極化がみられる。



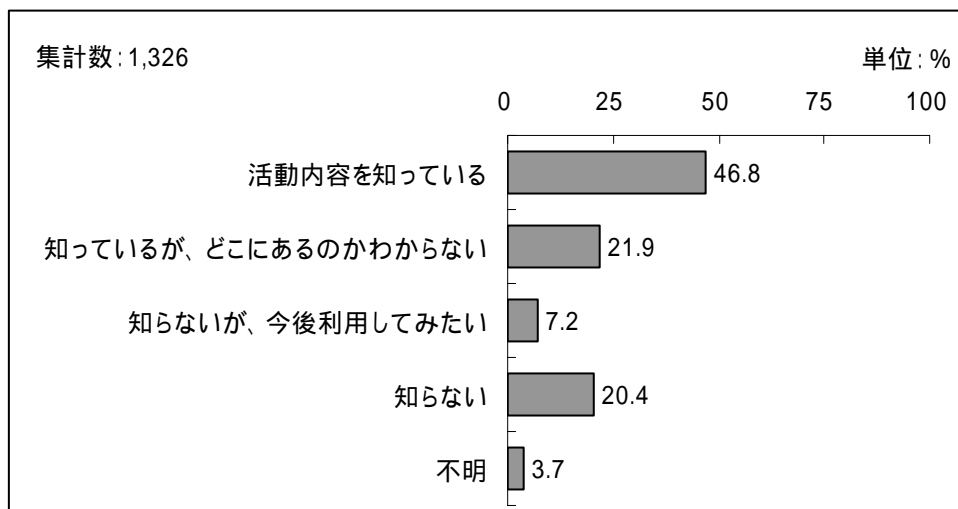
#### 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員について認知度・利用度をたずねたところ、「相談などで話をしたことがある」人は14.3%となっており、「知っているが、話をしたことはない」への回答が65.7%と最も高くなっている。なお、「知らない」は13.3%となっている。



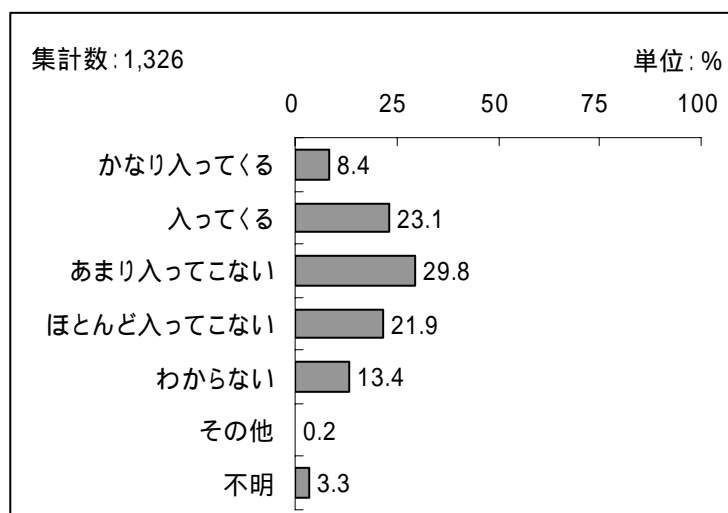
## 社会福祉協議会

社会福祉協議会について認知度・利用度をたずねたところ、「活動内容を知っている」は46.8%となっており、最も高くなっている。なお、「知らない」は20.4%となっている。



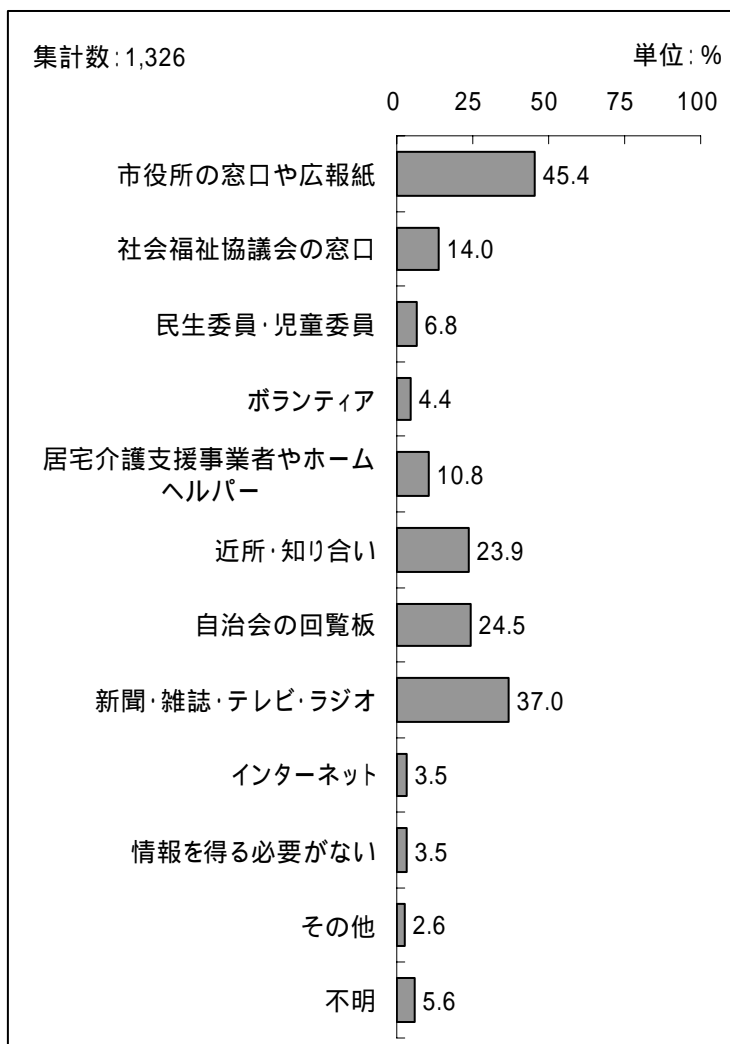
## (4) 「福祉サービス」に関する情報入手頻度

「福祉サービス」に関する情報をどの程度入手できているとお考えかたずねたところ、「あまり入ってこない」が29.8%と最も多く、次いで「入ってくる」23.1%、「ほとんど入ってこない」21.9%となっている。



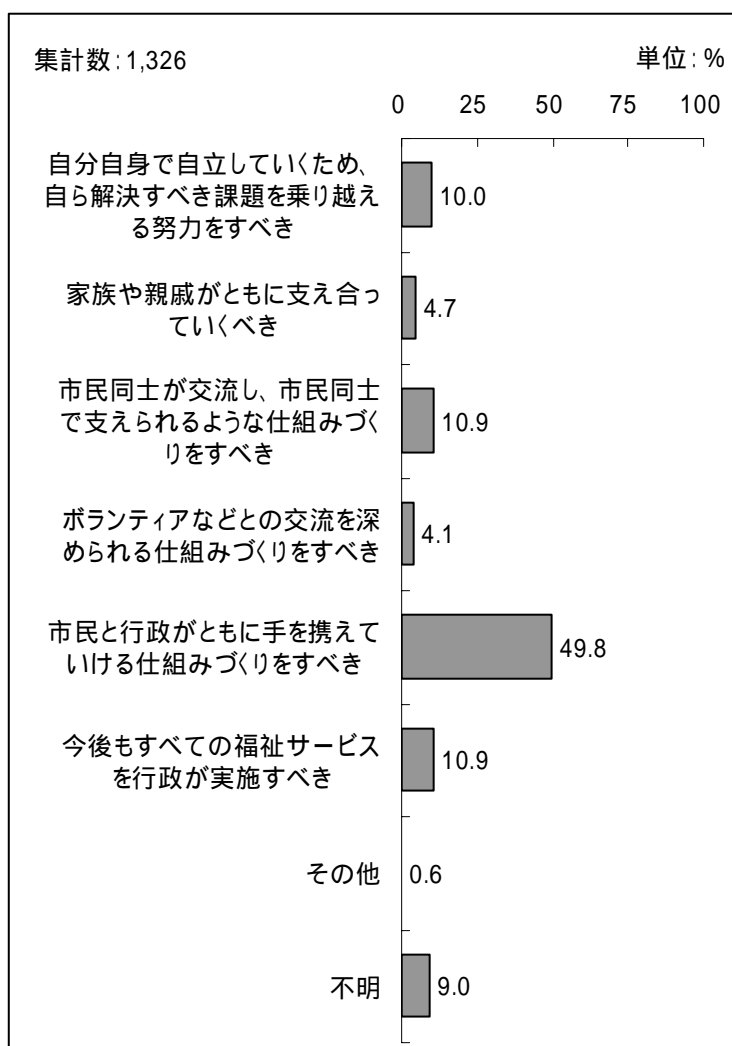
(5) 「福祉サービス」に関する情報入手先(複数回答)

「福祉サービス」に関する情報を主にどこから入手しているかたずねたところ、「市役所の窓口や広報紙」が最も多く45.4%となっている。次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」37.0%、「自治会の回覧板」24.5%となっている。



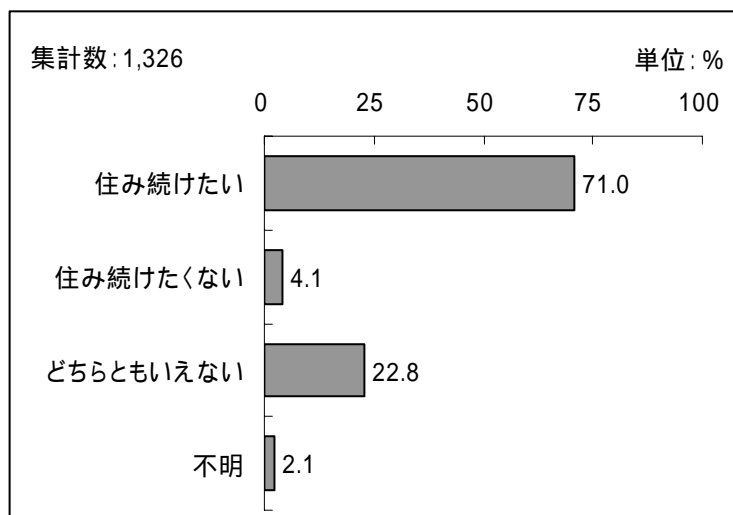
( 6 ) 美馬市の「福祉サービス」事業のあり方

今後、美馬市の「福祉サービス」事業は、どのような方向性であるべきかたずねたところ、「市民と行政がともに手を携えていける仕組みづくりをすべき」が最も多く、49.8%と抜き出ている。次いで「市民同士が交流し、市民同士で支えられるような仕組みづくりをすべき」、「今後もすべての福祉サービスを行政が実施すべき」がともに 10.9%となっている。



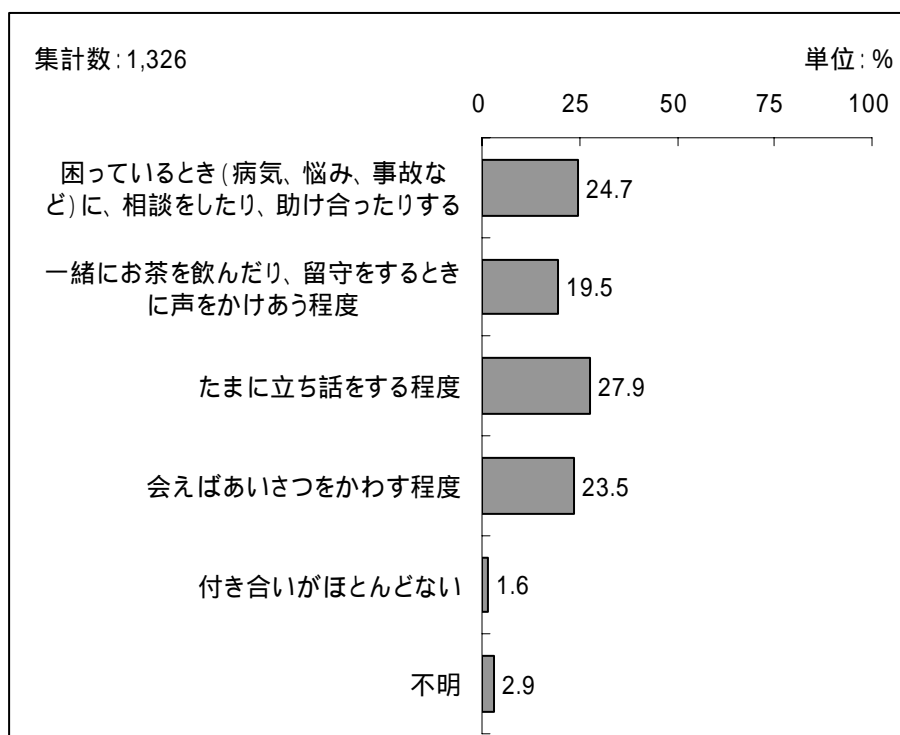
### (7) 定住意向

これからも現在住んでいるところに住み続けたいかたずねたところ、「住み続けたい」71.0%、「住み続けたくない」4.1%、「どちらともいえない」22.8%となっており、「住み続けたい」が抜き出ている。



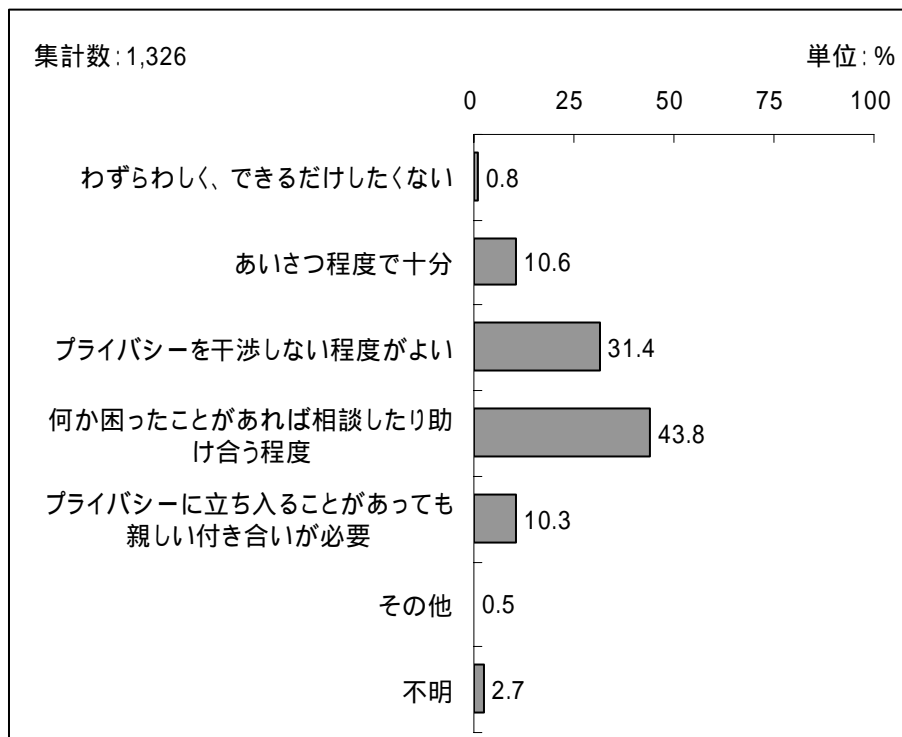
### (8) ふだんの近所の人との付き合い

ふだん近所の人とどの程度の付き合いをされているかたずねたところ、「たまに立ち話をする程度」が最も多く、27.9%となっている。次いで「困っているとき(病気、悩み、事故など)に、相談をしたり、助け合ったりする」24.7%、「会えばあいさつをかわす程度」23.5%となっている。



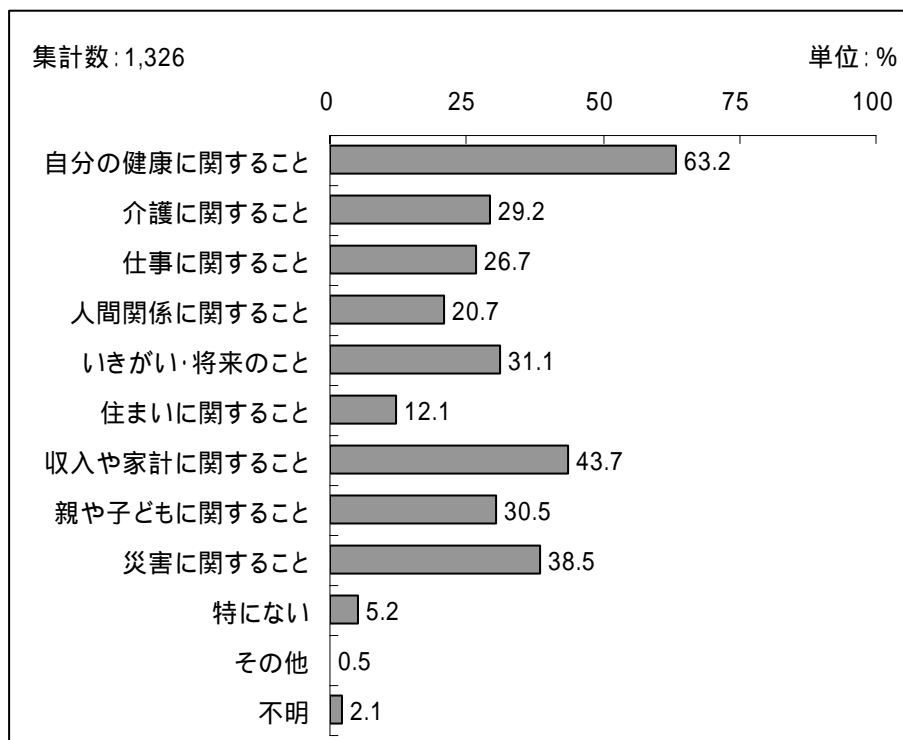
### (9) 近所づきあいのあり方

近所づきあいについての考え方をたずねたところ、「何か困ったことがあれば相談したり助け合う程度」が最も多く 43.8%となっている。次いで「プライバシーを干渉しない程度がよい」31.4%、「あいさつ程度で十分」10.6%となっている。



(10) 毎日の暮らしの中で不安に感じること(複数回答)

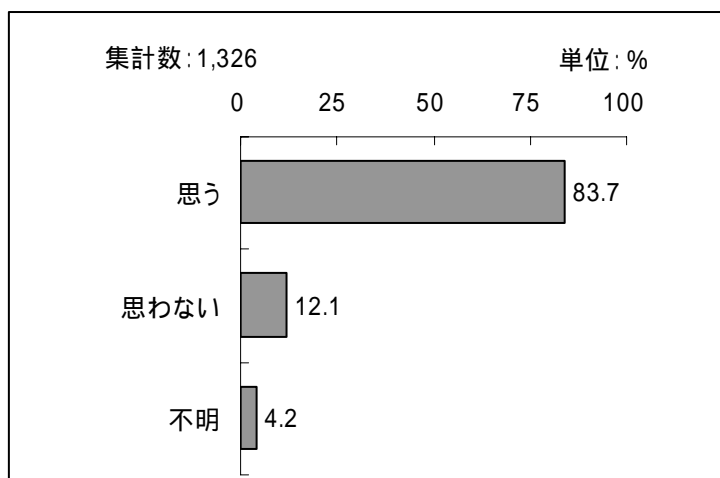
毎日の暮らしの中で、不安を感じていることについてたずねたところ、「自分の健康に関すること」が最も多く 63.2%となっている。次いで「収入や家計に関すること」43.7%、「災害に関すること」38.5%となっている。なお、「特にない」は5.2%となっている。



## (11) 生活上の相談

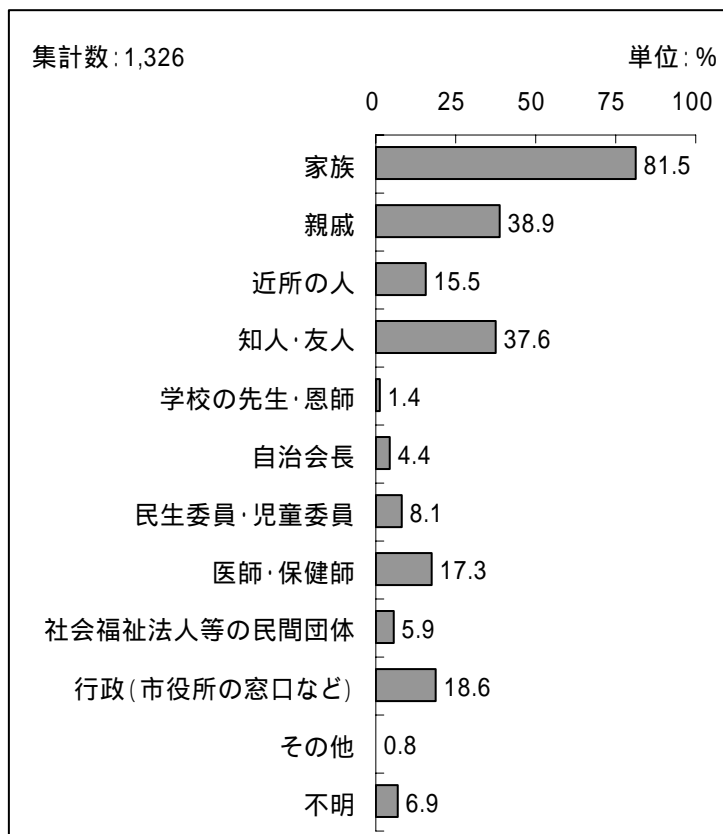
### 相談意向

生活をする上で困ったとき誰かに相談したいと思うかたずねたところ、「思う」は83.7%、「思わない」は12.1%となっている。



### 希望する相談相手 (複数回答)

また、主に誰に相談したいかたずねたところ、「家族」が最も多く81.5%、次いで「親戚」38.9%、「知人・友人」37.6%となっている。

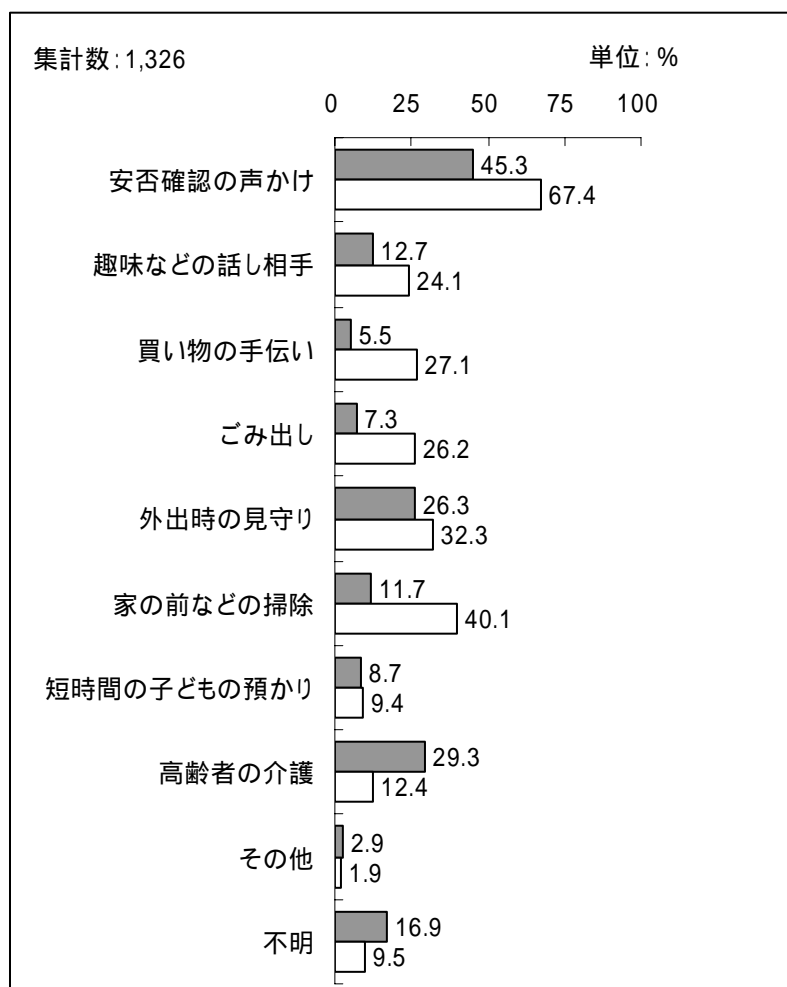


(12) 地域で手助けしてほしいこと・自分ができると思う手助け（複数回答）

身近な地域の暮らしの中で感じている課題や問題の中で、地域で手助けしてほしいこと(1)についてたずねたところ、「安否確認の声かけ」が最も多く、45.3%となっている。次いで「高齢者の介護」29.3%、「外出時の見守り」26.3%となっている。

一方、身近な地域の暮らしの中で手助けできること(2)についてたずねたところ、「安否確認の声かけ」が最も多く67.4%となっている。次いで「家の前などの掃除」40.1%、「外出時の見守り」32.3%となっている。

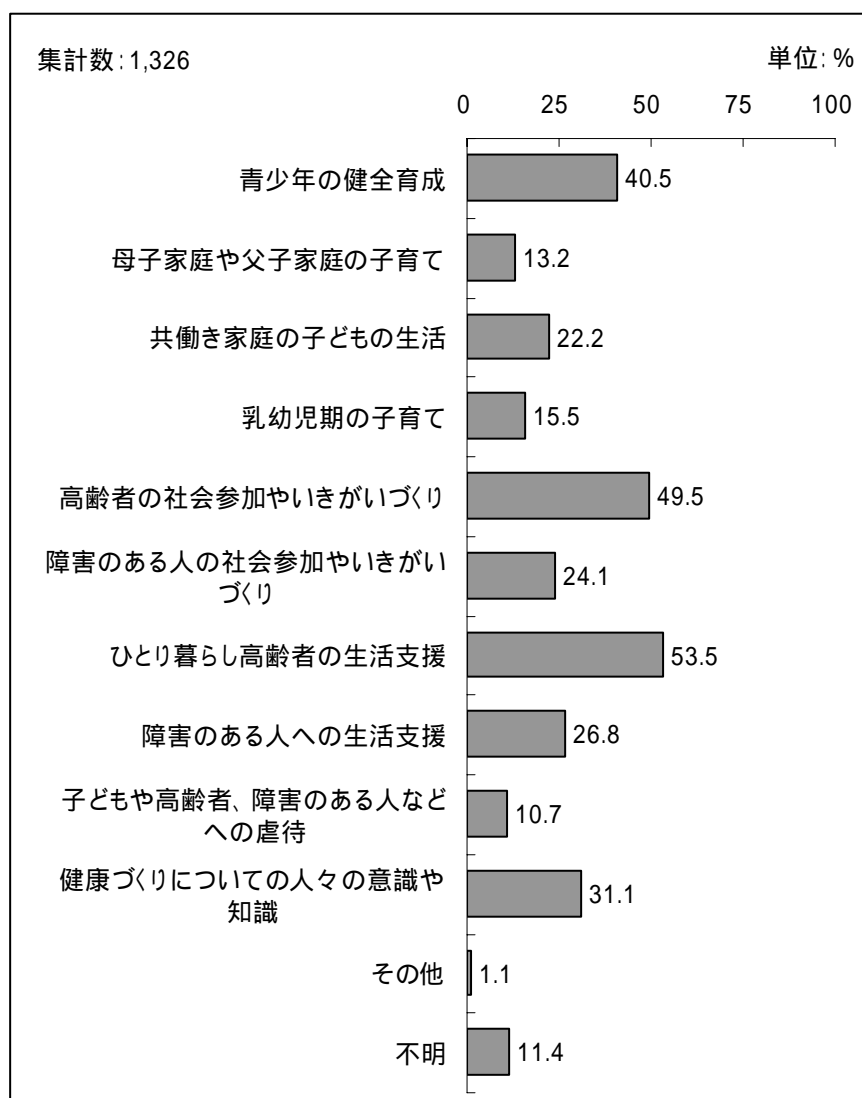
総じて、手助けしてほしいことの割合よりも自分が手助けできることの割合が上回っているが、「高齢者の介護」のみ結果が逆になっている。



・グラフ 上段： 1の設問 下段： 2の設問

(13) 地域住民が取り組むべき課題や問題（複数回答）

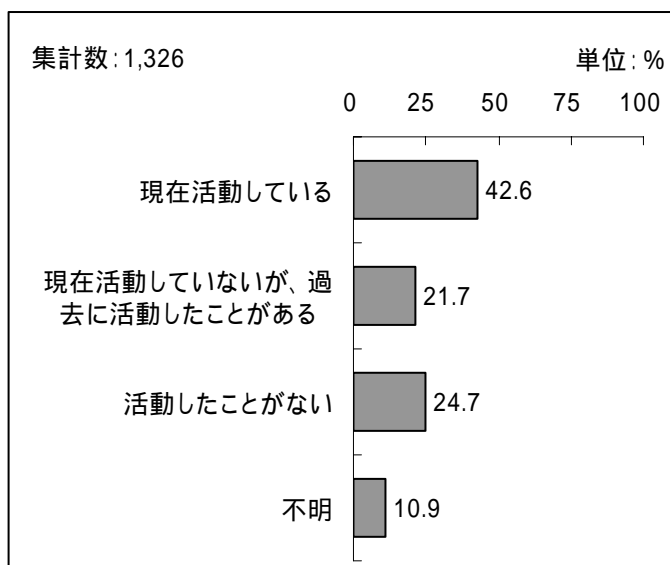
身近な地域には、地域住民が取り組むべき課題や問題としてどのようなことがあると思うかたずねたところ、「ひとり暮らし高齢者の生活支援」が最も多く 53.5%となっている。次いで「高齢者の社会参加やいきがづくり」49.5%、「青少年の健全育成」40.5%となっている。



## (14) 地域活動への参加

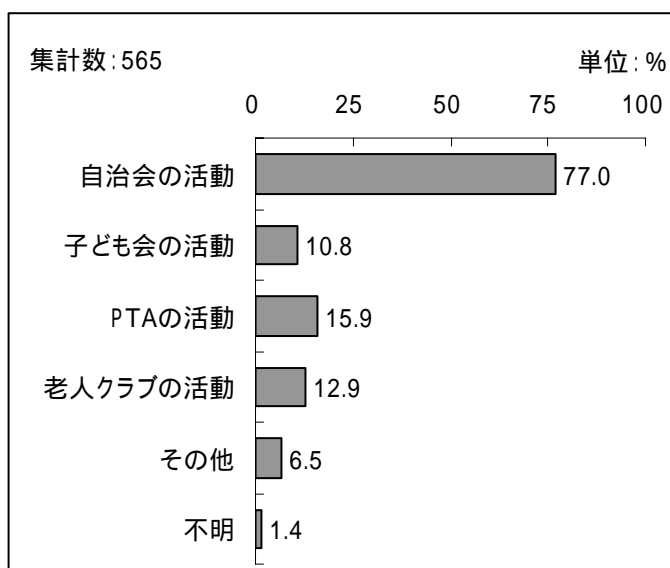
### 参加状況

現在、自治会や子ども会、PTAなどの地域活動をしているかどうかたずねたところ、「現在活動している」42.6%、「現在活動していないが過去に活動したことがある」21.7%であり、『活動の経験がある人』は64.3%となっている。



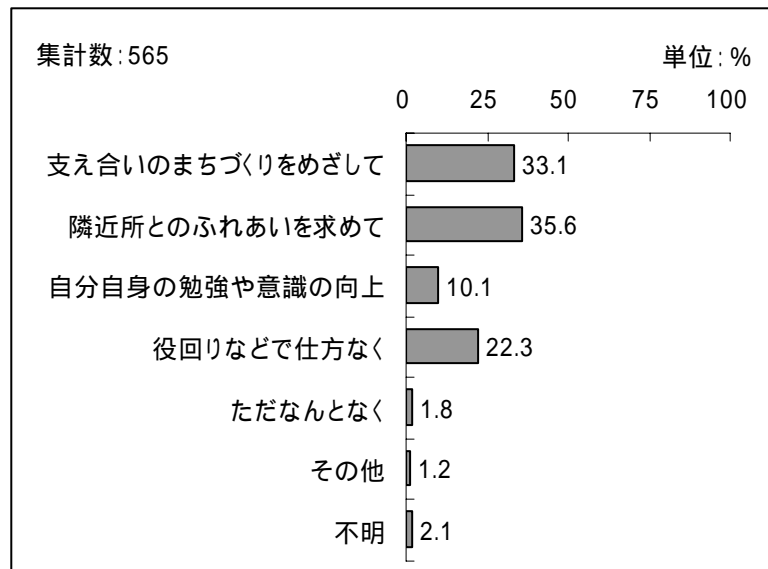
### 活動の内容 (複数回答)

現在地域活動をしている人に活動内容をたずねたところ、「自治会の活動」77.0%、「子ども会の活動」10.8%、「PTAの活動」15.9%、「老人クラブの活動」12.9%となっている。



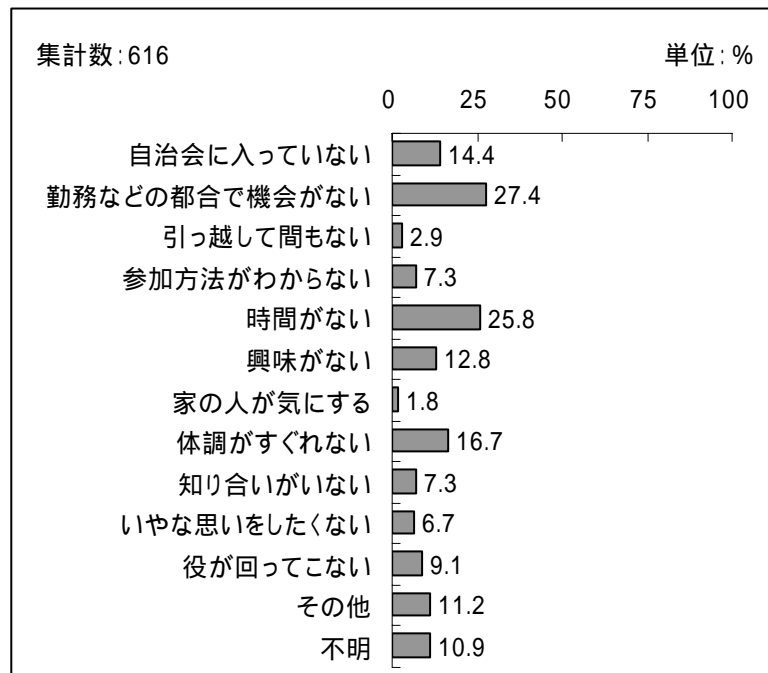
### 活動の目的

現在地域活動をしている人に、活動の目的についてたずねたところ、「隣近所とのふれあいを求めて」が最も多く 35.6%となっている。次いで「支え合いのまちづくりをめざして」33.1%、「役回りなどで仕方なく」22.3%となっている。



### 現在活動していない理由(複数回答)

現在地域活動をしていない人に、その理由をたずねたところ、「勤務などの都合で機会がない」が最も多く 27.4%となっている。次いで「時間がない」25.8%、「体調がすぐれない」16.7%となっている。

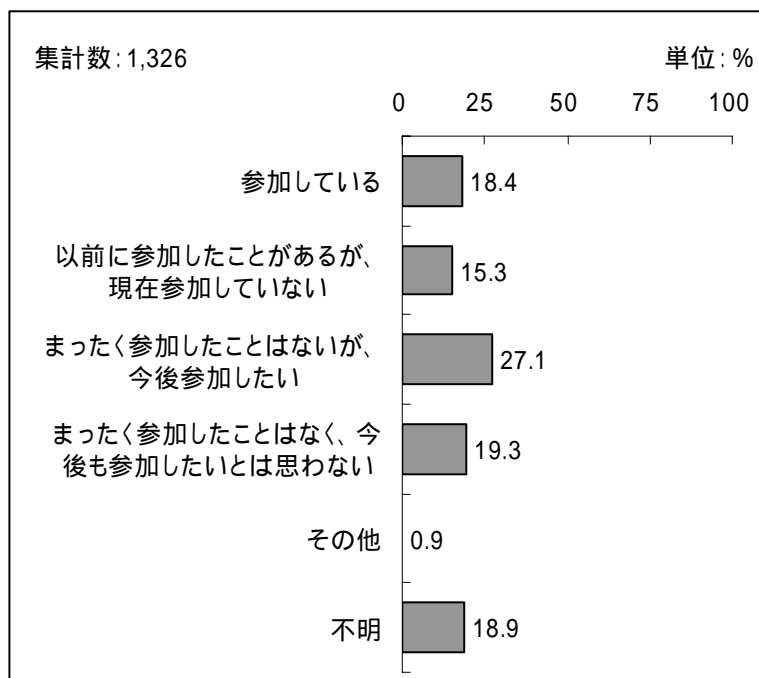


### (15) ボランティア活動への参加

#### 参加状況

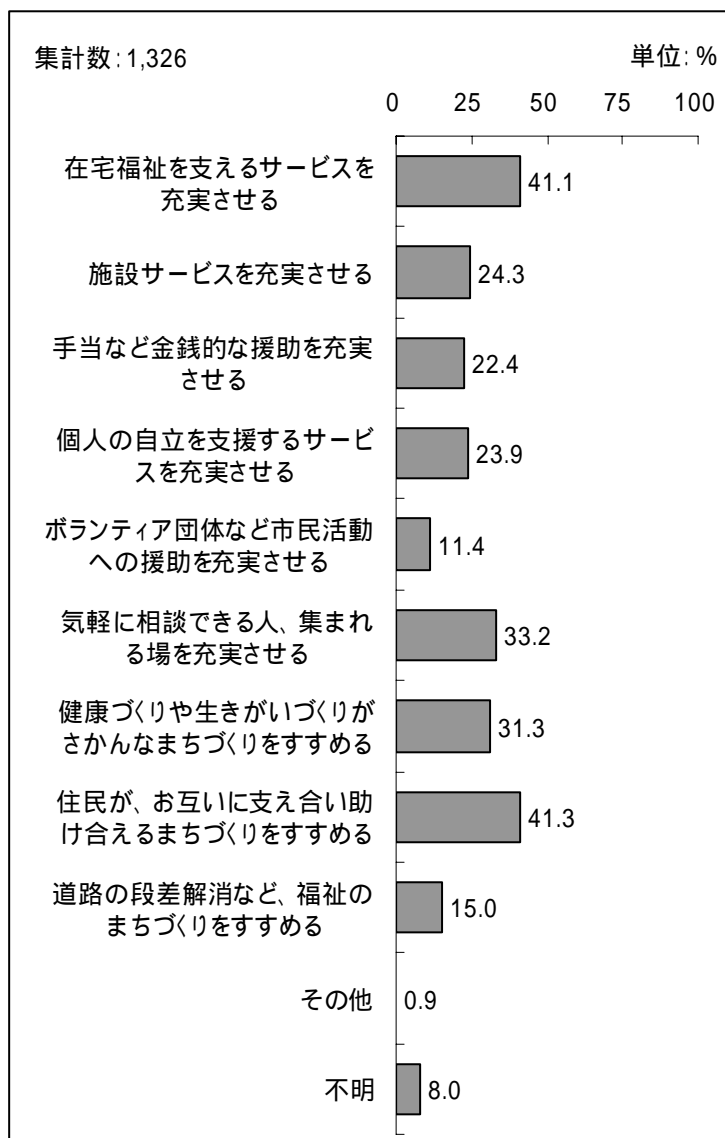
現在、ボランティア活動に参加しているかどうかたずねたところ、「まったく参加したことはないが、今後参加したい」が最も多く27.1%となっている。

なお、「参加している」18.4%、「以前に参加したことがあるが、現在参加していない」15.3%であり、『参加の経験がある人』は33.7%となっている。



### (16) 希望する地域福祉のあり方

地域社会の中で生まれてから亡くなるまで、安心して暮らしていくためには、どのような福祉のあり方が大切だと思うかたずねたところ、「住民が、お互いに支え合い助け合えるまちづくりをすすめる」が最も多く、41.3%となっている。次いで、「在宅福祉を支えるサービスを充実させる」41.1%、「気軽に相談できる人、集まれる場を充実させる」33.2%となっている。

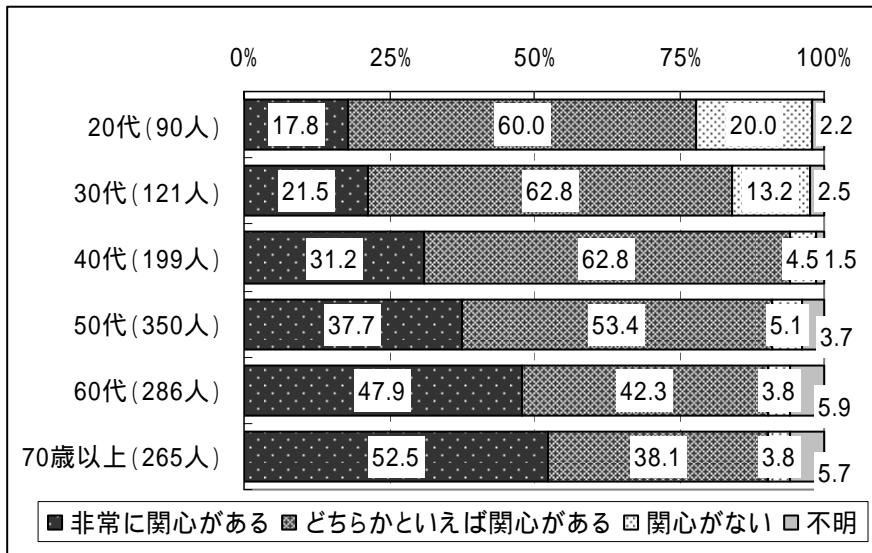


クロス集計等

(17)「福祉」への関心度【年代別】

「福祉」への関心度を年代別にみると、年代が高いほど「非常に関心がある」への割合が高くなっており、70歳以上では半数以上が「非常に関心がある」へ回答している。

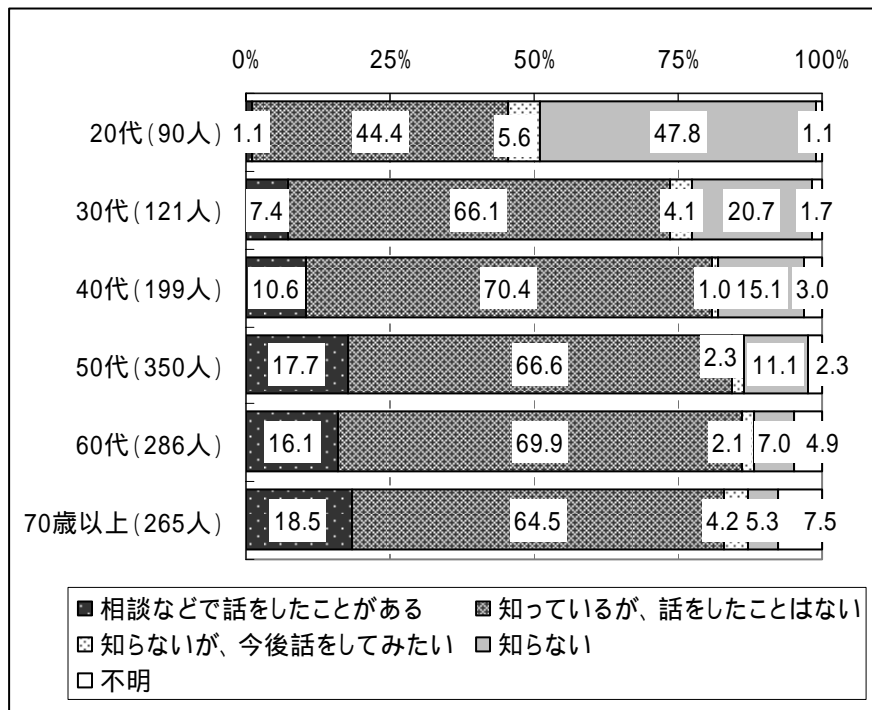
一方、「関心がない」への回答は20代、30代で10%を超えている。



(18) 民生委員・児童委員の認知度・利用度【年代別】

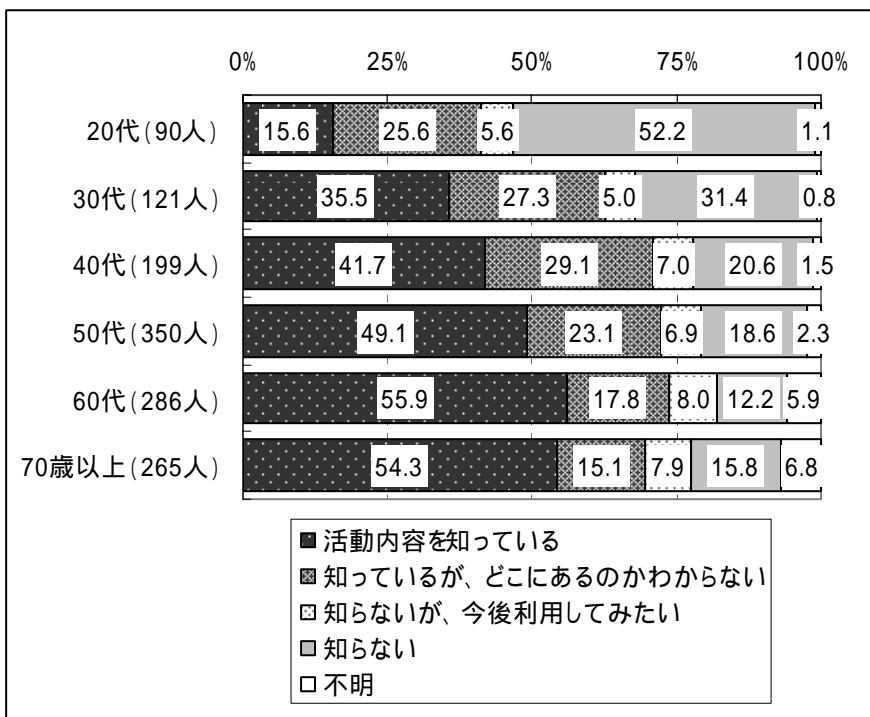
民生委員・児童委員の認知度・利用度について年代別にみると、概ね年代が高いほど「相談などで話をしたことがある」への割合が高くなっている。

一方、20代では47.8%と半数近くが「知らない」へ回答している。



(19) 社会福祉協議会の認知度・利用度【年代別】

社会福祉協議会の認知度・利用度について年代別にみたところ、「活動内容を知っている」割合は年代が高いほど高くなっており、60代、70歳以上の区分では半数以上が回答している。



## (20) お住まいの地域の暮らしやすさ【点数化】

お住まいの地域の暮らしやすさについて、満足度を点数化したところ、満足度が最も高いのは「近隣の生活マナー」であり、得点率は72%となっている。次いで「買い物などの便利さ」68%、「地域の雰囲気やイメージ」66%となっている。

地域の暮らしやすさ（点数化） 集計対象者数：1,326人

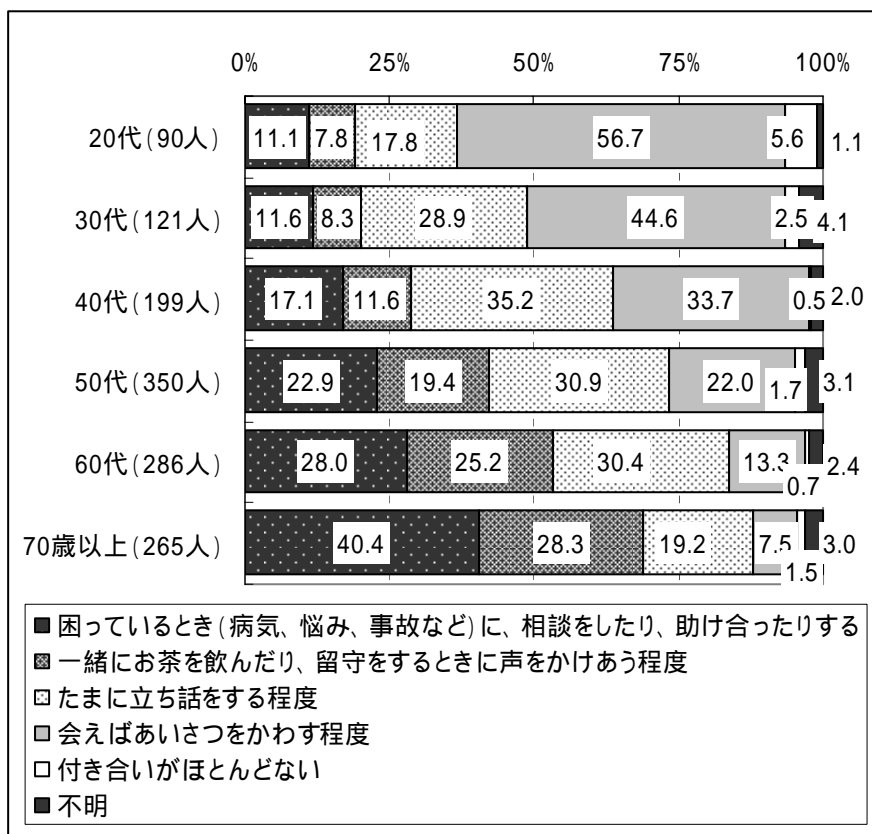
順位	項目	点数 (400点中)	割合 (得点率)
1	近隣の生活マナー	286	72%
2	買い物などの便利さ	273	68%
3	地域の雰囲気やイメージ	262	66%
4	病院など医療関係機関	261	65%
5	地域の防災体制	243	61%
6	保健・福祉サービスや相談体制	241	60%
7	公的な手続きの便利さ	234	59%
8	公民館活動などの文化教養活動	231	58%
9	道路や交通機関等の使いやすさ	227	57%
10	公園や緑地などの自然環境	225	56%

それぞれの項目について、回答が不明な方を除いた100%表示の値を元に、「不満 = 1点」、「やや不満 = 2点」、「まあ満足 = 3点」、「満足 = 4点」とみなし、満点を400点としたときの点数及び得点率

(21) ふだんの近所の人との付き合い【年代別】

ふだんの近所の人との付き合いについて年代別にみると、年代が高いほど「困っているとき（病気、悩み、事故など）に、相談をしたり、助け合ったりする」への割合が高くなっており、70歳以上で40.4%となっている。

また、「会えばあいさつをかわす程度」の割合は20代で半数以上となっており、年代が高いほど割合が低くなっている。



## ワークショップの結果概要

### 意見の総括

#### 児童福祉グループ

- ・第1回では、「良くないところ」として、核家族化、地域間の意識格差、赤ちゃんとのふれあい、世代間交流、気軽に遊べる場がない、という意見があがっていた。一方、「良いところ」として、いきいきサロン、子供会活動、高齢者による登下校支援、延長保育、子どもたちの朝のあいさつ、地域パトロール活動があがっていた。
- ・第2回では問題点が整理された。少子化という点からは、独身の人が多い、教育費、雇用・労働の点から意見があった。子育て支援では、安心して子どもをみてもらえるところ、相談できるところがないという意見がみられた。家族の事情についても、核家族、ひとり親家庭、共働き、外国人という様々な形態への対応が課題となった。子どもを取り巻く環境では、遊び場について、不審者対策、交通安全など子どもの安全について、食について、地域交流について、それぞれ課題が整理された。
- ・第3回では、第2回での課題に対して、どう取り組むか意見が出された。少子化に対しては出会いの場をつくるなど、子育て支援については、母子で集える場所など、子どもを取り巻く環境では、昔の遊びを通じた高齢者との交流、親子でウォーキング、不審者対策としてのマップ作りなどが出された。「子どもたちの笑顔が大事」であることが理念としてまとめられた。

#### 高齢者福祉グループ

- ・第1回では、外出支援の必要性、ボランティアの基幹組織の必要性、自治力の低下を懸念する意見がみられた。「良いところ」としては、独居老人の安否確認やサロン活動、老人クラブによる幼児の見守り活動があがっていた。
- ・第2回では、地域でのイベントや文化継承活動が行われている点も加えて、自治会、老人サービス、ボランティアについてさらに良くする必要があるという意見が出ていた。自治会については、これまでの継承された行事の重要性、自治会の活力を強める必要性、加入率の低下を改善する必要性が課題となった。老人サービスについては、配食や移動支援、独居老人の見守りの充実がテーマとなった。ボランティアについては、体験学習による交流で文化継承、生きがいづくりにつなげる仕組みを求める声や、趣味・同好の団体活動、さらには、ボランティア活動そのものを学ぶ場の充実を求める声があった。
- ・第3回では、地域の福祉課題に対する解決の仕組みの一案として、「家庭、地域、キーマン」というキーワードが取り上げられた。あいさつなどの家庭でのコミュニケーションは、外で実践すれば、地域での交流の発端になる。会話が生まれ、交流につながる。コミュニケーションが深まれば、相手の特技がわかる。そこからリーダー（キーマン）づくりにつながり、その人を起点にして、さらなる交流ができるという見解であった。

### 障害者福祉グループ

- ・第1回では、障害者自立支援法の全面的な施行に伴う不安や心配の声があり、情報の積極的な提供を求める意見があった。一方では、いきいきサロン、ファミリーサポートセンターなど助けになる仕組みがあるという、「良いところ」があがっていた。
- ・第2回では、団体のあり方についての意見が多くみられた。例としては、三障害合同での行事、事務局のあり方、組織のあり方などについて、現状からさらなる充実を図る必要がある意見があった。
- ・第3回では、「場」「人」「つながり」はそれぞれが関係していることを前提に、障害者に対する理解を求めるとともに、スポーツの場を通じて交流を深める場を設ける必要性が提示された。また、地域づくり方策として、災害時に情報が入りにくくなっている問題の解消や、地域格差の解消を進め、「共に生きる」という認識を持って地域ぐるみで地域福祉を進める必要があるという意見となった。団体活動の充実策については、団体同士の情報交換をする機会を設けて、「啓発の場」としたい、という意見がみられた。

## ヒアリングの結果概要

ここでは、各種団体等からあがってきた意見を抜粋して、要約した結果をそのまま掲載している

### 1．活動上の問題点

- ・会員が高齢化しているので、若い人に入ってもらえるよう勧めているが、若い人も仕事をしているので、入ってみようという人が少ない。
- ・平日の協力依頼の時に問題あり。
- ・新法に伴い、今後のボランティア活動の実施が困難である。
- ・ボランティアの高齢化、車での移動に不安がある、ボランティアの参加が少人数。
- ・活動がマンネリ化、少し活動に積極的でなくなっている。青年団も次代の若者の加入がない。
- ・病気その他の事情により減少の一途であるのが大きな悩みである。
- ・障害および障害者を取り巻く環境や価値観の多様性、障害者への偏見と当たり前暮らしすることへのハードルの高さ、障害者本人も抱える保護者も高齢化して活動を難しくしている、親の障害のある子を抱えた時の罪悪感や将来への絶望感、家族・親族・近隣への気兼ねや気後れ・制度の後押しのなさ、情報の秘匿性に伴うニーズの共有化することへの困難、情報を求める者にしか提供されない福祉行政サービスの情報の滞り、障害者や家族が活動したり交流を持つ場の確保の難しさ。
- ・対象者が委員と性別が異なった場合、踏み込んだ対話ができない場合があり。男性は女性委員の支援を受けるし、またその反対もあり。
- ・ボランティア市民活動センターとして活動拠点がないことは、ボランティアの主体的な動きを妨げている。
- ・(自主防災組織)地域福祉を推進する目的で組織づくりに関わっているが、市民になかなか理解してもらえない。自主防災組織はあくまでも自主的な立ち上がりであるべき。
- ・(高齢者福祉事業)全市に「いきいきサロン」を、住民の理解と協力のもと、できるだけ早い機会に立ち上げ、インフォーマルサービスが平等に受けられるよう努力する。
- ・(障害者福祉事業)これからは、今まで連携を図っていない分野との連携で見えてくる事業もある。
- ・精神障害者を支える地域の人的、物的支援体制が他の2障害に比べ不十分であり、処遇困難な事例を地域で支えるサポートシステムの構築が望まれる。
- ・精神障害者を支えるボランティアの高齢化に伴い活動に支障(車の運転ができない)をきたしている。旧町村単位でのボランティアの育成と活動支援が必要であり、市の取り組みとして育成してほしい。

## 2. 福祉のあり方について

### (1) 他団体との連携

- ・高齢者が多いので、積極的に外へ出るのを好まないが、時々来てくれて交流できたらよいと思う。
- ・どういう団体であっても協力依頼があれば取り組んでいく。
- ・どんな団体があるのか状況が分からないので、もっと情報を提供してもらいたい。お互いの状況等が具体的に把握できたら、交流を図り、連携すればよい。
- ・他のボランティア団体と交流の場を持ち、情報交換、意見交換を行って資質の向上に努めたい。
- ・行政当局等の行事等に積極的に参加し、他の団体と交流していかなければと思う。
- ・障害三団体との交流連携、知的障害者関連団体との連携、障害者施設や作業所等福祉サービス機関との連携、地域社会の文化・スポーツ活動団体との連携をし参加を容易にする。
- ・福祉委員や自治会の人に呼びかけて、小地域ネットワークの支援について打ち合わせを開催したい。
- ・他の2障害の団体との連携はもちろん、地域における諸団体（経済団体、地域住民組織等）と連携を図っていく。また、特定非営利活動法人美馬心の健康を考える会と連携しつつ地域での活動支援を行っていきたい。

### (2) 地域福祉

- ・地域にある団体、個人のネットワークづくりを進めていかなければならないと思う。
- ・地域福祉は住民の意識改革である。まず福祉には金がかかるという固定概念をもった人には身近なボランティア活動から取り組んでいただく。
- ・各団体同士のネットワーク作りが必要ではないでしょうか。
- ・団体同士の横のつながりが形成されていれば。
- ・自治会を中心にして校区を2地域位に活動の範囲を広げていけば、人材、資金、施設、情報等がある程度得られるのではないかと。
- ・いつでもその場所は開放されていて、そこへ行けば誰かに会って話しができる、そんな場所があればと思います。
- ・各団体が連携して福祉の推進を図る。友愛訪問等を充実していく。
- ・ボランティア団体との横のつながりを持ち、支援や活動の場を広げていきたい。
- ・現在行っている障害者施設の行事にもっと多くの団体が参加しボランティア活動を広げていく。
- ・他の団体や児童、生徒たちと世代間交流を深め、相手への思いやりの精神を今以上に向上させて、情報交換等を通じて、子育て支援や活動の輪を広げていく必要があると思う。
- ・美馬市として、地域の福祉をどうしようとしていくのかビジョンをしっかりと市民に見せていく必要がある。時代の施策にあった方向は大切であるが、地域の自治体美馬市としての揺るぎのない独自性を発揮することも大切であろう。
- ・家庭や隣人といった身近な人々による支え合いが不可欠。地域福祉の担い手である民生児童委員や福祉委員、自治会役員等各団体組織が連携し、協働による活動の展開ができるような行政、社協の舵取り、呼びかけが必要と思われる。

- ・福祉の対象者というものの見方ではなく、美馬市に住んでいる人たちすべての幸せを願い地域福祉を推進して行くことがこれからの福祉と考え、できる人が、できるときに、できることを、という気持ちで毎日を送ってもらえるよう、このまちに住んでよかったといえる地域づくりを展開したい。
- ・小さなコミュニティを大切にすること。地域福祉の問題を地域における問題として、大きくひとくくりするのではなく、小単位の地域ごとの問題が吸い上げられ、行政に反映できるような地域支え合いのシステムが大切。(例えば地域福祉連絡推進員の設置等)
- ・地域の中で、障害者や高齢者が気軽に相談できたり話せる場を設けてほしい。
- ・これからの地域福祉を推進する上でボランティアの存在は必要不可欠と思える。ボランティアの育成と活動が、今後の地域福祉の活性化につながると考える。

### (3) 児童福祉

- ・地域の人々が子どもたちをあたたく見守ってあげたり、注意もするべきです。
- ・行政、学校、地域、各関係機関、民生委員が一体となる連携ができていません。特に学校は抱え込みがあり、情報不足で、近所からの通報(不登校)でかなり助かる場合があります。
- ・まずは親、その他の家族が基本である(家庭中心)。地域の人たちによる支援、先輩のアドバイス(高齢者を含む)を受け入れる必要がある。
- ・親の教育が必要といわれますが、それを補えるのが保育所、幼稚園、小学校の先生方ではないかと思えます。その前に祖父母の協力が大切だと思えますが。笑顔で子どもたちに接してほしい。家庭ではじっくり話を聞いてもらえない子どもたちの話を聞いてあげてほしいと思えます。親や子どもの教育に携わる人達の受容力を育てる工夫が必要。
- ・「声かけ運動」が社会一般に欠けている。地域の子どもは地域の人たち(高齢者、経験者の人たち)の心の援助が大切だと思う。そのためには、若いお母さんに悩みを聞いてあげるとか、ちょっとした声かけが育児ノイローゼを救い、児童福祉につながると思う。
- ・もっと自由に体を動かすこと。団体で行う運動にたずさわり、思いやりの心等心の広い児童を育てる。今の親も教育する必要あり。
- ・高齢者は人生経験を生かし、子育て支援をしていかなければならない。
- ・企業と共同して母親の働く場の近くに子育て支援の環境づくりができないか。最近の空家の点在から、民家を活用するなりして集約的な子育て支援センターばかりでなく、数多くのセンター支所づくりは難しいか。
- ・サロンのなものを充実、世代間交流、子育てマップや子育て啓発パンフレットづくり、遊び場、医療機関、子どもづれで入りやすいお店、子育てに関わる施設等子育てに役立つ場所、情報を地図やパンフレットなどにまとめて配布する活動。
- ・地域で子育てをしていこうという意識を持ってもらおう。(大阪のおばちゃんを見習う。)もう少し親たちが育児書で子育てをするのではなく、先輩の子育てを見習う機会を提供する。
- ・少子化の中、地域で子どもを見守るという意識が必要。安心して地域で子育てできる環境整備やボランティアの子育て支援、地域でのイベントを通して子育てを支援する。子育て中の母親等と子育てについての要望や意見交換の場を設ける。

#### ( 4 ) 障害者福祉

- ・ちょっとした気遣い、心配りをしていくことの重要性を多くの人に知ってもらうこと。
- ・すべての問題、事柄をバリアフリーにすることではないでしょうか。
- ・身体障害者、知的障害者、精神障害者等理解するために、障害者の行事に積極的に関わりを持たせる必要がある。
- ・外出には道路事情その他が大いに関係する。障害者の人たちに手を差し伸べる優しい心、思いやりの心は小さい時からの家庭教育で養うことが大切だと思う。
- ・障害者が働ける施設、会社をもっと多く作れば。
- ・障害者団体との交流がほとんどない。今後は交流を深めて、問題点等の情報交換をし、福祉の向上をめざす必要がある。
- ・障害者にとってよしとする施策をいくら作っても、役所の窓口だけでは浸透した施策にはならない。障害者福祉に携わる機関や団体等関係者とのネットワークを形作ることが大切。行政が主体となって構築をし、それぞれが主体性をもって活動できるよう指導啓発することも必要であろう。
- ・バリアフリー事業を完全に実行すること。自主自立に向かって社会参加の推進。
- ・支障箇所の摘出に行政サイドとボランティア関係との連携で改善できる箇所、関連施設の整備に前向きな検討がほしい。
- ・地域住民への障害者への理解を深めるため、従来以上に知識の普及啓発や障害者との交流の機会を設けてほしい。
- ・障害者が地域住民と交流できる場や、地域のイベントへ参加できる機会を設けてほしい。そのためにはボランティアの協力が必要となる。
- ・障害者を対象としたボランティアの育成をしてほしい。特に精神障害者のボランティアの育成は不十分であるため、市の取り組みとして実施をお願いしたい。
- ・福祉に関する情報提供や身近なところで相談できる相談窓口の設置と周知が必要。

#### ( 5 ) 高齢者福祉

- ・イキイキサロンは唯一の生きがいという人もいる。また、小地域ネットワークも地域の連携意識を強めていると思います。まさに心のネットワークといったところです。
- ・地域ぐるみで取り組み、常に気配りと親切に、の心を忘れないこと。
- ・お金のかからぬ生きがいづくりが大切だと思います。いわゆる団塊の世代はほとんど知らない人が多い。それらの人の参加が活性化の要かもしれません。
- ・高齢者の人たちの経験、知識を活かした役割を積極的に果たしていけるような機会、場所を与えてほしい。
- ・高齢者をもっと働かす場を与えること。不作地等を市が借り畑をしたい人に貸す。
- ・高齢者の交通事故が多発しているが、交通安全講習等を機会あるごとに取り組み、交通安全に対する勉強をする。高齢者の交通事故の解消に努力しなければならないと思う。
- ・各自が趣味をもち、外出する機会を多く持つ。場づくり。
- ・安否確認や見守り強化を図る。自宅にひきこもりがちでほとんど会話のなく過ごしている人たちが1つの場所に集まって楽しく過ごし、活力をとりもどす場所の設置を検討してほしい。
- ・元気な老人を作る。介護予防（認知症予防、転倒・骨折予防、口腔ケア、栄養改善、閉じこもり予防、うつ予防）の積極的な展開。

- ・高齢者を地域で見守るシステムが必要。特に、高齢者世帯や単身の高齢者には自分から相談しにくいケースもあるため、定期的な見守りを通して生活の状況や困っていることなどを把握することが必要。
- ・高齢者のためのボランティアの育成。(例えば、交通手段を持たない高齢者においては、交通手段のボランティア等)

(6) その他福祉(外国人の福祉、低所得者の福祉、母子・父子家庭、人権問題、権利擁護、プライバシーの問題、防犯・防災活動、ボランティア活動、NPO活動、移動手段の確保など)

- ・四国三郎の郷ふれあい広場でのイベントで、草の上で遊んでいる光景をみていると、もっとこの場所を活用すべきと思いました。
- ・NPO活動について詳しく知りたい。
- ・人権は人類万国共通なので、お互いに人権を尊重して、外国人との交流についても、社会生活でする必要がある。
- ・互いに人権を尊重しあうことと、教育の機会均等の充実。
- ・外国人ママに対する子育て支援。友だちづくり。低所得者の方に対する制度利用の促し。小地域での地域づくりで信頼関係が構築されれば、地域内での助け合いシステムは構築される。今後活躍が期待される団塊の世代への地域貢献をするための講座の開催や、地域課題の情報提供等行い、まちづくりに参加してもらおう。

### 3. 美馬市行政への要望

- ・高齢者の福祉について参考になる情報があれば伝えてほしい。
- ・社協、行政といった縦割りの事業ではなく、一体となり、支援していけば、横の関係も広がり、大きな輪になるのではないのでしょうか。毎回場所や時間が決まっていれば、親御さんたちも何曜日には子育て中の仲間達に会える、情報交換が出来る、グチが言い合えるといったふうに母親同士の仲間づくりも広がっていくのではないのでしょうか。
- ・福祉制度の色々な情報があれば。
- ・ボランティアの情報が乏しいので、広報等に出す必要があるのではないのでしょうか。
- ・児童館、保育所等で行っている子育て支援、社協の子育てサロン等もっと連携する必要がある。
- ・ボランティア活動について、公務員、議員さん等も積極的に参加してみたいかな。
- ・県内の市町村との活動内容の連絡・情報交換。全国の活動事例の照会・参考事例の入手をしてほしい。
- ・市としては、活動が困った時に「全国事例」「解決方法のアドバイス」「法的解釈」など、常日頃から研究しておいてほしい。問題を解決するのは会の当事者を原則としたい。
- ・福祉制度についてわかりやすい情報がほしい。
- ・障害児者を取り巻く権限が市町村へ委譲されたことで、諸施策への積極的な取り組みが強く望まれる。
- ・近隣市町村の施策への最小公約数的な取り組みに終始されないように、美馬市独自の地域で望まれる施策の構築を要望する。

- ・ 障害者本人や親の声をしっかり聞いた展開をすすめられたい。
- ・ 子どもを産み育てたいと思う女性により環境を提供し、育児不安を解消し、共助システムの確立を図る。
- ・ 予防医療に努め、元気な老人を増やし、高齢者生きがい就労総合促進事業等を展開する。地域の高齢者がその知識や経験を生かして行う、組織的な生産活動等を支援し、高齢者の自主性と働く意欲を尊重した就労の機会づくりを促進し、生きがい高揚を図る施策がほしい。
- ・ 災害時の要援護者支援に備えて、支援の必要な高齢者などを記載した詳細なハザードマップの作成により、住民に周知徹底し、スムーズな避難対応ができるよう、防災訓練を重ねて実施し、緊急時に対応できるよう取り組む必要があると思う。
- ・ 精神障害者は対人関係の障害を伴うことが多く、気軽に対話のできる井戸端的な会の開催や、地域のイベントへの参加、地域住民と交流できるような場を設けてほしい。
- ・ 精神保健福祉分野の相談窓口の充実（保健と福祉の連携と専門的職員の配置）をお願いしたい。
- ・ 地域での精神障害への理解不足は否めない事実である。依然として、障害への理解も不十分であり、根強い偏見を解消するために、地域福祉において十分な施策の推進をお願いしたい。

## 策定経過

実施時期	会議・事業等	主な内容
平成 18 年 6 月 26 日～8 月 8 日	アンケート調査	・ 20 歳以上の市民 3,000 名対象
8 月 22 日	第 1 回策定プロジェクト会議	・ 地域福祉計画の考え方について
9 月 8 日	ワーキング部会 第 1 回会議	・ 地域福祉計画の考え方について ・ ワークショップについて
9 月 30 日	ワークショップ第 1 回	・ 地域福祉計画について ・ ワークショップについて ・ まちの福祉に関する良いところ、良くないところの把握（児童福祉、高齢者、障害者の 3 グループ）
10 月 14 日	ワークショップ第 2 回	・ 前回意見の確認 ・ 意見の把握 ・ 課題の抽出
11 月 18 日	ワークショップ第 3 回	・ 課題に対する解決案の提案 ・ 各グループによる発表
11 月 29 日	第 1 回策定懇話会	・ 委員長及び副委員長の選出 ・ 地域福祉計画の考え方について ・ 現在までの進捗状況について ・ アンケート調査の結果について ・ ワークショップの意見について
12 月 19 日	ワーキング部会 第 2 回会議	・ ワークショップのまとめについて ・ 地域福祉計画骨子案について
平成 19 年 1 月 15 日	ワーキング部会 第 3 回会議	・ 計画素案について
1 月 23 日	第 2 回策定プロジェクト会議	・ 計画素案について
1 月 30 日	第 2 回策定懇話会	・ 計画素案について
2 月 8 日～2 月 28 日	パブリックコメント	・ ホームページ、市役所各庁舎での閲覧による実施
2 月 20 日	第 3 回策定懇話会	・ 計画素案について（第 2 回目） ・ パブリックコメントについて
3 月	地域福祉計画の策定	・ 市長へ提言書提出

## 美馬市地域福祉計画策定懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、市民、福祉活動者、福祉事業者等との協働により、地域福祉の推進を図ることを目的とした美馬市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、美馬市地域福祉計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇話会は、地域福祉計画の策定に関する事項について調査、研究等を行い、市長に提言するものとする。

### (組織)

第3条 懇話会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 社会福祉に関する活動を行う者
- (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者
- (5) 関係団体の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

### (依頼期間)

第4条 委員の依頼期間は、依頼した日から地域福祉計画の策定が完了するまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 懇話会に委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇話会の会議は、委員長が招集し、委員長が懇話会の会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を懇話会に出席させて、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 懇話会の庶務は、保険福祉部生活福祉課において処理する。

### (その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

## 美馬市地域福祉計画策定懇話会委員名簿

1	市 民	藤 本 真喜子	一般公募者
2	”	松 原 逸 子	”
3	学識経験者	木 下 徹	美馬市福祉事務所嘱託医（美馬市医師会相談役）
4	”	山 下 洋 子	美馬市主任児童委員部会部長
5	福祉活動者	南 邦 明	美馬市ボランティア連絡協議会会長
6	”	藤 畠 佳代子	脇町児童クラブ指導員
7	”	緒 方 勝 義	美馬市老人クラブ連合会会長
8	”	中 川 達 雄	美馬市身体障害者会会長
9	”	竹 田 忠 寛	美馬市手をつなぐ育成会会長
10	福祉事業者	尾 形 巧	美馬市社会福祉協議会会長
11	”	松 野 一 郎	小星園施設長
12	関係団体	佐 藤 嘉 男	美馬市民生児童委員協議会会長
13	”	伊良原 和 夫	美馬市自治会連絡協議会会長
14	行 政	河 野 尚 二	美馬市助役
15	”	大 垣 賢次郎	美馬市保険福祉部長
16	”	向 井 二 夫	美馬市福祉事務所長

は委員長、 は副委員長

## 美馬市地域福祉計画策定プロジェクトチーム設置要領

### (設置)

第1条 美馬市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定に向け、調査及び研究を行うこと、並びに庁内組織間における地域福祉に関する情報の交換及び共有を進めて美馬市地域福祉計画策定懇話会設置要綱(平成18年美馬市告示第65号)に規定する美馬市地域福祉計画策定懇話会の円滑かつ効率的な運営を図ることを目的として、美馬市プロジェクトチームの設置及び運営に関する規則(平成18年美馬市規則第53号)第2条の規定に基づき、美馬市地域福祉計画策定プロジェクトチーム(以下「地域福祉計画策定プロジェクトチーム」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 地域福祉計画策定プロジェクトチームは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 地域福祉計画策定に必要な調査・研究に関する事項
- (2) 美馬市地域福祉計画策定懇話会における議事・議題に関する事項
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、地域福祉計画を策定するために必要と認められる事項

### (編成及び服務)

第3条 地域福祉計画策定プロジェクトチームは、総括者及び別表に掲げるチーム員をもって構成する。

- 2 総括者は、保険福祉部長をもって充てる。
- 3 チーム員は、職員のうちから市長が任命する。

### (設置期間)

第4条 地域福祉計画策定プロジェクトチームの設置期間は、平成18年8月22日から地域福祉計画策定プロジェクトチームの任務終了時までとする。

### (会議)

第5条 地域福祉計画策定プロジェクトチームの会議は、総括者が必要に応じて招集し、これを主宰する。

### (地域福祉ワーキング部会)

第6条 総括者は、第2条各号に掲げる地域福祉計画策定プロジェクトチームの所掌事務の個別事項について検討調整させるため、地域福祉ワーキング部会を設置する。

- 2 地域福祉ワーキング部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長は、保険福祉部生活福祉課長をもって充てる。
- 4 部会員は、地域福祉計画策定プロジェクトチームの総括者又はチーム員が推薦した者をもって充てる。
- 5 地域福祉ワーキング部会の設置期間は、平成18年8月22日から地域福祉ワーキング部会の任務終了時までとする。
- 6 地域福祉ワーキング部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

(庶務)

第7条 地域福祉計画策定プロジェクトチームの庶務は、保険福祉部生活福祉課において行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、総括者が定める。

附 則

この要領は、平成18年8月22日から施行する。

別表(第3条関係)

チーム員
市福祉事務所長
企画総務部総合計画推進室長
企画総務部危機管理課長
保健福祉部保険年金課長
保険福祉部健康課長
保険福祉部高齢・介護保険課長
保険福祉部児童・障害福祉課長
市民環境部ふるさと振興課長
建設部建設課長
木屋平総合支所福祉環境課長
教育委員会教育総務課長
教育委員会生涯学習課長
市社会福祉協議会事務局長

## 地域福祉計画策定プロジェクトチーム一覧

1	福祉事務所長	向井 二夫
2	総合計画推進室長	佐藤 健二
3	危機管理課長	齋藤 敏正
4	ふるさと振興課長	猪本 邦富
5	建設課長	藤 公生
6	保険年金課長	藤本文夫
7	健康課長	外山 博文
8	高齢・介護保険課長	緒方 敏博
9	児童・障害福祉課長	武田 晋一
10	福祉環境課長	勢古 光男
11	教育総務課長	藤川 一郎
12	生涯学習課長	宮田 英治
13	市社協事務局長	藤本 幸次
14	保険福祉部長（総括者）	大垣 賢次郎

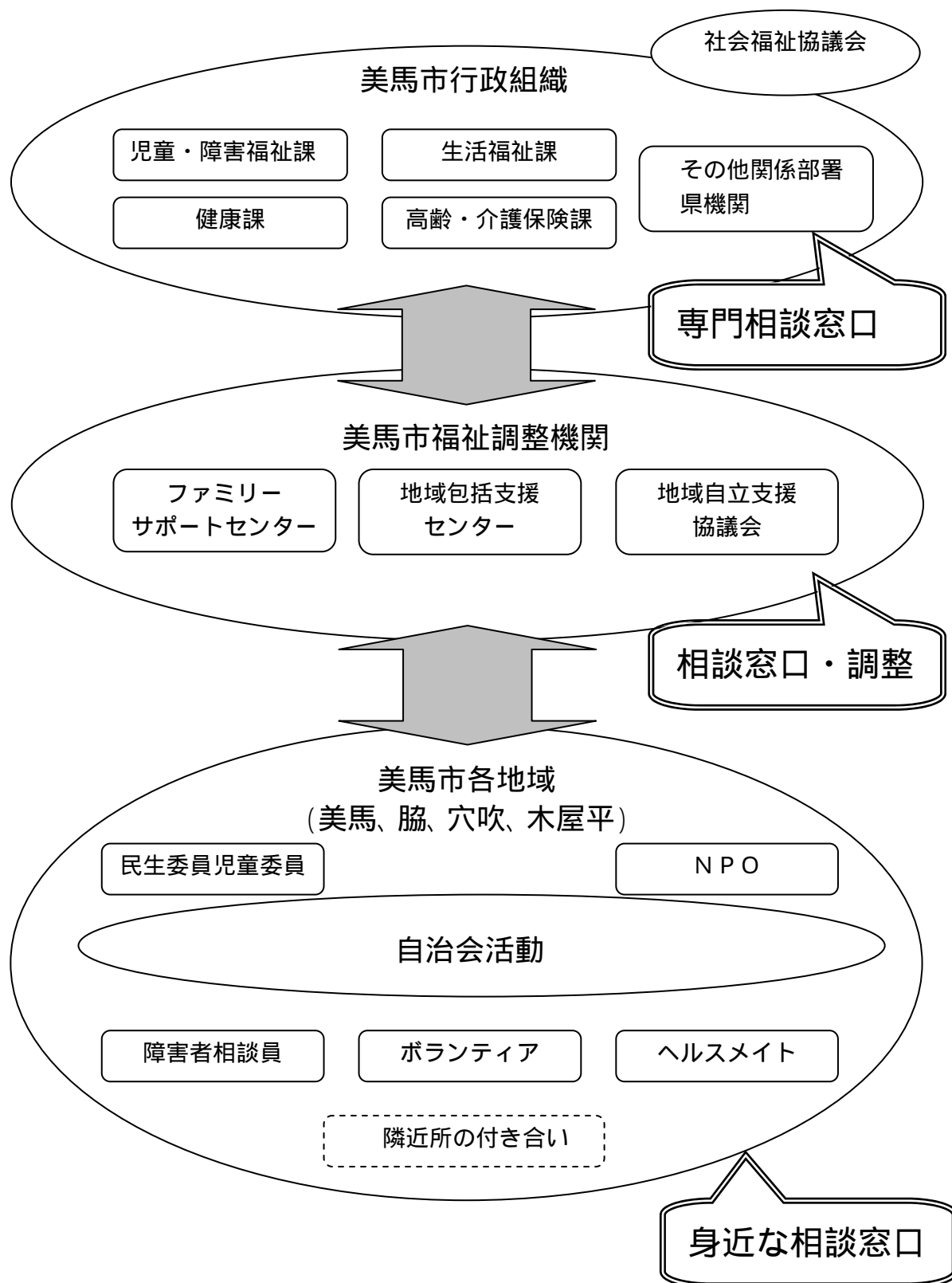
ワークショップ参加者名簿

番号	氏名	所属	備考
1	西岡 弘子	一般公募	
2	藤本 善子	"	
3	梶浦 豊子	"	
4	藤澤 伊佐子	"	
5	藤田 洋子	"	
6	正木 米香	"	
7	藤本 真喜子	"	
8	岡本 英子	"	
9	小西 恭子	"	
10	高田 浩次	"	
11	藤島 佳代子	"	
12	松原 逸子	"	
13	石川 孝一	各種団体等より推薦	
14	青木 勝彦	"	
15	藤川 アケミ	"	
16	松山 義雄	"	
17	武田 嘉彦	"	
18	地造 ツネ子	"	
19	佐條 サダコ	"	
20	吉永 誠子	"	
21	中川 達雄	"	
22	藤島 清治	"	
23	大西 正之	"	
24	佐古 武重	"	
25	緒方 勝義	"	
26	木下 豊繁	"	
27	小野寺 郊恵	"	
28	鍛冶谷 欽一	"	
29	南 幸子	"	
30	大泉 安夫	"	
31	経塚 和義	"	
32	上村 泰一	"	
33	南 邦明	"	

ワーキング部会員

1	宮浦 瑞恵	総合計画推進室
2	仲 正敏	教育総務課
3	住友 啓五	生涯学習課
4	谷 伴子	健康課
5	大久保ヨシ子	児童障害福祉課
6	青山 憲司	危機管理課
7	四宮 明	建設課
8	武田 晋一	児童障害福祉課
9	佐和 良佳	美馬市社会福祉協議会
10	新開 順子	保険年金課
11	篠原 孝志	高齢介護保険課
12	梶浦 久美子	ふるさと振興課
13	松家 裕之	福祉環境課
事務局		
1	猪口 正	生活福祉課
2	荒岡 文子	"

美馬市における相談体制図



## みまっ子宣言

わたしたちは、次のような子どもに成長できるよう日々生活していきます。

友だちが困っている時、見て見ぬふりしないで助け合いのできる子ども

何事にも根気強くがんばれる子ども

していいことか、わるいことかよく考えて行動できる子ども

たったひとつしかない自分の命、他人の命を大切にできる子ども

自分の町のよさを知り、大好きになれる子ども

以上のような子どもになるよう、ここに宣言します。

## 地域福祉計画の考え方について（概要）

厚生労働省資料より一部抜粋・編集

（参考）社会福祉法より抜粋（平成 15 年 4 月 1 日施行）

（福祉サービスの基本的理念）

第 3 条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

地域福祉推進の主体は「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「住民等」という。）」の三者であり、地域福祉を推進することの目的は、これらの者が相互に協力しあうことにより「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにすること」であるとししました。こうした地域福祉推進のための方策として「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画」の策定を求めています。

（参考）社会福祉法より抜粋

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市区町村（以下「市町村」という。）が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て地域における要支援者の生活上の解決すべき課題（以下「生活課題」という。）とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを内容としています。

## 美馬市地域福祉計画

助け合い支え合ってみんなますますしあわせに

発行日 平成 19 年 3 月

発行 美馬市 保険福祉部 生活福祉課

〒779 - 3695

徳島県美馬市脇町大字脇町 1303 番地 3

Tel.0883 - 52 - 5604 Fax.0883 - 52 - 1197

URL・<http://www.city.mima.lg.jp/>